

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日の澤山美恵子君の一般質問の答弁について、当局からの発言の申出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長（平野公三君） 昨日の澤山美恵子議員の一般質問において、答弁漏れがありましたことをおわび申し上げます。大変申し訳ございません。

該当する部分は、津波注意報、津波警報、大津波警報の3つのそれぞれの開設避難所は決まっているのかという質問に対して答えがなかったということになりますので、お時間をいただいて答弁をさせていただきます。

このことについて、現在、津波注意等、それぞれの開設避難所は決定しておりません。しかしながら、今回のトンガ諸島付近海底火山津波においては、津波注意報を発表される高さ0.2メートルから1メートルであることから、沿岸部防潮堤外災害危険区域に対して避難指示を出し、当該地域での避難所である安渡公民館避難ホール、吉里吉里学園小学部を開設し、津波警報においては、町内主要6避難所を開設したところであります。

今後、津波注意報、津波警報、大津波警報別に開設避難所を決定をし、町民の自主避難にも対応し、迅速に避難所開設を行えるよう対応してまいります。大変申し訳ございませんでした。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

菊池忠彦君の一般質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） おはようございます。大志会の菊池忠彦でございます。

東日本大震災の発災から、明後日で11年目を迎えますが、震災により亡くなられた方々へ改めて哀悼の意をささげ、御遺族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症については、町内においても感染者が確認されております。町民の皆様には、感染拡大を防ぐために引き続き、マスク・手洗い・3密回避の基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告に基づいて一般質問に入らせていただ

きます。

町立学園の部活動について。

町立学園の部活動は現在、7年生から9年生までが原則として全員部活動に加入しておりますが、新年度より任意加入制になることが明らかになっております。

部活動は、国の学習指導要領に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」と規定されていながらも、現実には全国的に入部が強制されるという矛盾がこれまでありました。

岩手県でも数年前まで、部活動全員加入率は99.1%であったが、平成30年3月に「運動部活動」、同年12月に「文化部活動」の「在り方に関する総合的なガイドライン」が文科省より示されたことから、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（令和元年8月岩手県教育委員会）を改定しました。

生徒たちを取り巻く環境の変化、価値観の多様化などで、部活動の在り方が問われる今、町立学園の部活動任意加入制について次の点を伺います。

1、部活動参加のメリットとして、主に人間関係の構築、体力の向上など、社会生活を営む上で有用な能力の育成が期待される傾向もあり、教育的な意義が強く認識されておりますが、任意加入制により生じる弊害について、当町の認識を伺います。

2、教員視点の「ブラック部活」という言葉で表されるように、部活の監督・指導が教員の重荷になっていることは以前から問題視されてきました。教員の働き方改革を踏まえた部活動改革が、現在どのように進んでいるのかお尋ねいたします。

3、部活動が縮小または廃止される中、運動部活動の地域移行が盛んに議論されております。生徒がスポーツに親しむ機会を充実させるために、地域における新たなスポーツ環境の構築が急務と考えますが、当局の御所見を伺います。

指定管理者制度について。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正を受けて創設され、当町においても、現在20施設が指定管理者制度を導入しております。指定管理者制度は、民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としておりますが、それらの目的を達成し続けるためには、自治体における指定管理者の管理体制の厳重なチェックが肝要とされております。

そこで、指定管理者制度運用の現状と課題、併せて指定管理者から提出された年度事業報告書のチェック体制はどのようになされ、また改善等が必要とされた場合には、ど

のように指導がなされているのかお尋ねいたします。

条例及び規則の公布の不備について。

令和3年度において、これまで町が発表した町職員の不祥事は5件であり、町民の町政に対する信用を大きく失墜させるものであると認識しています。特に、先日大々的に報道され、全国の自治体でも例を見ない、条例及び規則の公布の不備については、町民が町政運営への不信感を抱く、まさに看過できない事案であり、不祥事に対するこれまでの教訓が全く生かされていないと言わざるを得ません。当局においては、早急に組織的な対応が求められており、不適切な事務処理、不祥事の再発防止に取り組まなければならないと強く求めるものでありますが、そこで次の点を伺います。

1、本事案は、地方自治法第16条、地方公務員法第30条から第33条、大槌町公告式条例に違反するものと憂慮しているが、町長含め関係職員の規範意識の欠如についての御見解、併せて再発防止に係るアクションプランの検討状況及び今後の進め方をお尋ねいたします。

2、本事案に至った主な要因として、「故意または過失」「錯誤」「失念」のいずれか3つに分類されると感じておりますが、執行機関の責任者としての町長の御所見を伺います。

以上、大きく3つの質問でございます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 菊池忠彦議員の御質問にお答えをいたします。

町立学園の部活動については、教育長が答弁いたします。

指定管理者制度についてお答えをいたします。

指定管理者制度は、平成15年6月に地方自治法が改正され、新たな指定管理者制度が創設されました。この指定管理者制度は、従来、公共的団体などに限定されていた公の施設の管理運営に関する規制を緩和し、民間事業者やNPOの参入を可能にするものであり、民間の創意工夫やノウハウが施設の管理運営に生かされた住民サービスの向上や管理運営の効率化が期待されるものであります。

指定管理者制度の現状について、指定管理者は新型コロナウイルス感染症の拡大により感染症対策を講じる必要があり、利用者数の減などの影響を受けている状況にあります。

課題については、地域住民の活動拠点となる集会施設は、地域団体の安定運営が求め

られることや、指定管理者制度を導入して間もない施設の場合、町と指定管理者との密な打合せが必要になることが挙げられます。

事業報告書の提出を受けた場合のチェック体制について、施設管理課が施設の管理の実施状況、管理料の支出内訳、利用者の状況、利用に係る料金の収入の実績等について、前年度との比較等を行い、チェックしております。また、改善等が必要とされた場合には、所属長または担当者から口頭で指導を行っているほか、必要に応じて現地調査を行い、指導を行っております。

次に、条例及び規則の公布の不備についてお答えします。

地方自治法に基づき、適法かつ適正に町行政を執行すべきもかかわらず、このたびの事案は議会制度を軽視する形となり、また町民の皆様の信頼を損なうことになったことに、行政運営を預かる者として深くおわびを申し上げます。

再発防止について、本年4月から新たな人事組織管理の仕組みとして人事評価制度を導入し、業務評価と能力評価の両面から職員の能力向上と生産性向上を目指すとともに、職員研修について、職員としての心構えや役割を明確にし、それを実行するためのノウハウについて徹底的に教育する研修を実施してまいります。

本事案に至った主な要因について、第1に、様々な再発防止策の根底とも言える現行の人事・組織管理体制が従来の管理体制を踏襲したものであり、効果的で実効性を伴わないものであったこと。

第2に、管理職及び職員の職責に応じたスキルの向上、意識の醸成を図るべく研修メニューが形式的で実効性を伴う内容でないこと。

第3に、仕事の進め方の基本である所属班内の情報連携の在り方や進捗管理の重要性についての認識が希薄であり、不注意による誤りなどにつながっているものが要因と捉えております。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 次に、部活動の任意加入制により生じる弊害についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、子供たちが部活動に参加することは、コミュニケーション能力や体力等の向上という観点において、一定の教育的役割を果たしてきたと認識しております。ただし、子供たちに育てたいこれらの力は、当然のことながら、部活動においてのみ備わるものではありません。毎日の授業や学校行事等、学校教育活動の一層の充実

を図ることが重要であり、学習指導要領にもあるとおり、子供たちの自主的、自発的な参加により部活動が実施されるよう体制を整えていかなければならないと考えております。

子供たちの加入状況によっては廃止となる部もあると考えられますが、多種多様な運動・文化活動がある現状において、子供たちが打ち込みたい活動も一人一人違っており、これを尊重することが重要であることから、来年度から部活動の任意加入を実施してまいりたいと考えております。

次に、教員の働き方改革を踏まえた部活動の在り方についてお答えします

昨年、大槌町における部活動の在り方に関する方針の一部を改定しました。この方針によって、特定の教員のみ過度の負担が生じることがないように、適正な数の部を設置するとともに、地域と連携した取組を推進することとしております。また、週に2日以上、部活動休養日を取ることで、活動時間は長くても平日2時間、休日3時間程度とすることとしております。

本年、各学園においてもこの方針にのっとり、部活動方針を改定いたしました。今後、これらの方針に基づいて、適切に部活動が進められているかどうか、適宜、確認してまいります。

次に、地域における子供たちの運動、文化に係る活動環境の構築についてお答えします。

議員御指摘のとおり、子供たちの自主的、自発的な活動を重視する上で、地域における各種活動団体との連携を図っていくことは、極めて重要であると認識しております。

教育委員会では、来年度、部活動検討委員会を設置し、その構成員として、体育協会やスポーツ少年団、芸術文化協会の方にも加わっていただき、今後の部活動の在り方について検討してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。限られた時間でございますので、御答弁は簡潔に、また分かりやすくしていただければ幸いです。

それでは、順番を入れ替えて、先に条例及び規則の公布の不備についての再質問をさせていただきます。

昨日の一般質問においてやはり同様の質問をされておりますが、本質問は私なりの視

点で別の角度から議論させていただきたいと思います。

(1) のところで、地方自治法、地方公務員法、それから町の条例違反を指摘しているのに対して、御答弁でその部分に触れていないのは非常に残念であります。改めて伺いますが、ここのその法令違反の嫌疑ですね、あくまでも嫌疑に対する御認識を改めて伺いたい。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 地方公務員法でございます。まず、第3条のところというのはサービスの根本基準ということで、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない、そういう文言があります。第31条についてはサービスの宣誓、それから第32条では法令等及び上司の職務上の命令に従う義務というところが明記されております。

今回の案件につきましては、これらのその一連については、職務については日々専念して遂行しているというもと、事務を執ってきてはありましたけれども、残念ながらそこに手落ちがあって、今回の不適切な事務が発生したというふうに捉えているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 昨日来から御答弁を聞いておりますと、この法令違反に関する、法令遵守に関する部分が、全くその御答弁で抜けていたなという感じがしていたので、今日、今、この御質問をさせていただいたのですけれども、ほかの部分もあるのですけれども、時間もありますから進みます。

続いて、(2) のところなのですけれども、役場職員の方々は町民全体の奉仕者であるからして、当然、故意にしたことではないと私は信じております。しかしながら、残念ではありますが本案件は過失であり、それも重過失と言われても仕方のない大失態ではないかというふうに感じております。

そこで、ある仮説といいますか、これは想像の域ではあるのですが、関係する職員が、今事件の発生を予見できたのにもかかわらず、その違法行為を放置した背景には、例えば不備を指摘すると逆に叱責されるとか、そういったあしき職場環境があるのではないかと勝手に想像しております。これはあくまで想像ですよ。

何で私、こういうことを言うかといったら、だっておかしいでしょう、これ、1年半です。1年半これが、誰も気がつかずに放置されていた。もしかして、気がついていた

のだけれども、それを言ってしまうと責められてしまう、あり得ないぐらい責められてしまう、だから言えない環境があるんじゃないかと、私、勝手にこういうふうに想像したのですが、この一昨年のね、年度替わりに限って引継ぎミスとか、これはもう担当職員だけのミスとは言えないと思うんですよ。震災後の混乱した中で皆さん、本当にお忙しい中においても、しっかりここの部分は引き継いできたのです。にもかかわらず、この1年、一昨年に、引継ぎのときだけこういうことが起こるといのは、私はあり得ないというふうに思います。

それと、もう一つ、これ、町長に申し上げますが、行政経験が長い町長が1年半の間、気がつかないなんて、これもあり得ない話です。1月の合同常任委員会の冒頭で町長が、御自身が役場に入庁した新人時代、一番最初にやらされた仕事が公告の仕事だったと。その仕事がうまく引継ぎができなかった。それは非常に残念でならないということをおっしゃっていたんですね。私から言わせれば、どの口ですか、そういうことを言うのは。まさに大ブーメランですよ、これは。

そういうことを考えると、何でこういうことが起きたか。この引継ぎミスに係る職場環境について、御見解を伺います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 事務の引継ぎにつきましては、役場のほうでもマニュアルがございまして、そのマニュアルに沿って引継ぎを行っています。引継ぎの際には自分が持っている事務事業の一覧であったりだとか、それからあと今取り組んでいる最中のもの、それから課題はあるけれどもまだ着手していないようなもの、そういったもの等を次の担当者のほうには、引き継ぐ書類と併せて一緒に引継ぎをするというような形になっております。

また、その引継ぎ書につきましては、担当課長のほうに回るというような形になっていて、引継ぎ書でもって引き継がれたというのが確認できるような仕組みはつくっております。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 議員御指摘のとおり、私がやはり役場庁舎に入ってから、この事務が最初だということは事実であります。その中でも、私が就任して以来、その部分については気にせず進めてきた、特に議会ごとの部分については、気にしてこなかったというところはあります。

さっき申しましたとおり、前にもお話ししたとおり、去年の9月の段階で気づいたということで確認をさせたら、そういう状況になったということになりますので、そのことについてはやはりじくじたるものがありますし、大いに反省すべきことだと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 昨日来からの御答弁を聞いていると、自分に責任があると言ってみたり、また自分が気がつかなければ、あと二、三年もしかして続いたかもしれないとか、何となくその責任の所在が曖昧といいますか、言っていることが違うんですよ。昨日の御答弁を引用するのもよくないというか、まかり通らない部分もあるので、この辺にしておきますけれどもね。

町長は自らの報酬減額で、今定例会に上程しているわけなのですけれども、自らの報酬減額でこの問題には私は幕引きを図ろうとしているんじゃないかなというふうに見受けられます。それで済むような話ではないと思うんですよ。御答弁を聞いておきますと、これは総務課長も昨日来から言っておりますけれども、もう原因究明は終わったんだと。それで、条例公布の法的根拠もクリアしたんだと言わんばかりじゃないですか。

いいですか、今回のこの件は、2つに切り分けて考えなければならない部分があると思うのです。なぜこういうことが起こったのか、そして法的根拠、法的部分はどうなのか。これを2つに切り分けて考えると、全然説明になっていないですよ。我々が一旦町に出て、町民にも聞かれます。今回のことでも。

それで、法的な部分はどうなのですか。遡って公布すると、条例を公布すると、町民にその不利益が被る。不利益が被るからこのまま公布したことにするんですよ。でも法的な部分はどうなのですか。我々答えられないんですよ、はっきり言って。何で答えられないかといったら、あなた方がはっきりその部分をしないからじゃないですか。そういう部分で、この原因究明は終わった、またこの条例公布の法的根拠もクリアしたと。ここの部分の説明はどういうふうに行いますか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 先日来、様々な形で御指摘をいただいております。そういうことをお話しすれば、やはり町民の方々については、疑問も残るし、様々な不安もあるとは思いますが、それで、私自身は昨日の様々な御質問、一般質問のやり取りの中である方向性を考えなきゃならないと思っていました。つまり、私たちは、本件に関して町民の皆

様へのそのお願いベースということは解決にならないだろうと、こう思っております。ですから、不利益だけじゃなくて利益もあって、利益、不利益の数字的な分析を行った上で、しっかりと選択肢を定めていく必要があるだろうと思います。

先ほど議員御指摘のとおり、町民の皆様に対してしっかり説明できない状況にあるということになります。多くの方々にやはり条例の規則の改正についての必要性を踏まえて様々御意見いただきましたので、しっかりと町民ベースでのお願いというような解決の先にならないということで、しっかりとその辺を踏まえていきたいと思っております。

2つ目には、やはり本質をしっかりと捉えていくためには、議会に対して本問題に対する特別委員会とか調査会とかという形でのお願いはできないだろうかというような思いもございます。なかなかやはり役場内での対応では、採用し切れないと思っております。48件の条例、38件の規則の中では、それぞれが細かな部分もございますので、しっかりとそれを踏まえた形での内容を確認をいただくということも必要ではないかなと思っております。

3つ目には、やはり法的な問題がございますので、特別任期付の職員、これは弁護士になりますけれども、弁護士をお願いをしながら、全体のフレームとか検討内容をしっかりと進めていきたいと思っております。

4つ目には、やはりこの問題については、県に技術的な相談をしていく、これまでも相談していたのですが、具体的にやはりこの問題を解決するための、具体的な、技術的な相談を、相談支援をお願いをしていきたいと思っておりました。

5つ目には何かというと、総務課長が話したとおり、7月号には、町の広報紙のほうに掲載をしていきたいと思っております、内容について。こういう内容だったのだと。利益、不利益とはどういうものかということをしかりとアナウンスさせていただきたいと思っておりますし、町民の皆様に対する説明会、集会と、また参加できない方々のためにオンラインという形で、しっかりとその質問、疑問に対して、対応していきたいと思っております。

6つ目には、昨日、阿部俊作議員の御質問にもありましたとおり、告示に関する掲示板が見えないところにあるということで、移設をしたいと思っております。前のほうに、広く町民の皆様、条例規則の告知をしかりしていくという取組をしていきたいと思っておりますので、当初の思いと、やはり議員の皆様方の叱咤激励を踏まえて、私なりの方向性について考えておりますので、ぜひその辺については御協力願いたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。今のは、今後どうするかというお話であって、関係職員の処分も決定しないうちに、まず町長自ら責任を問うと。これは、私が思うのは、いささか早計ではないかなと思うんですね。職員の処分は今会期中に上程している職員懲戒分限審査委員会条例が可決してから、職員の5人ですよね、5名のその処分が、懲戒処分が決まるのでしょうかけれども、その現状は、役場の内部調査で原因究明を行って今後の対応策まで、まず今現在で打ち出しているわけですよね。

でも、それって、私が思うのは、ある意味、危険な部分もあると思うんですよ。何でかといったら、そこに第三者が誰も入っていないじゃないですか。内々に調査をして、内々に結論を出す。これは危険ですよ、ある意味。何が危険かといったら、もしかしたらそこに付度が働く。だってそうでしょう、仲間うちで原因調査をするのですから。付度があったり、もしかしたら関係職員が意図しない内容に、調査内容が改ざんされることだって、これはあり得ることですよ。ないとは言いきれませんよ。そういう、あくまでもこれは想像ですけどもね。

そこで提案なのだけれども、先ほど町長もおっしゃいました、議員も含めてと。私はこれは非常に大事なことだと思うのです。議員を入れた第三者委員会を設置して、議会と共同でさらなる原因究明を深掘りして、法的根拠の解明を調査研究する。私はこれを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。第三者という形になるのか、その辺についてはしっかりと方向性を決めていければと思います。

また、私の給料削減については決して幕引きをするということではございません。先ほど申しましたとおり、私が行政経験を担っているながら、先ほど議員御指摘のとおり、1年半も気づかないまま、についてはじくじたる思いで、自分の戒めとしての言及でありますので、これをもって幕引きをするということでは全くございません。

また、懲戒の条例については、担当している懲戒部分は総務課になります。今回は総務課の所掌事務ですので、総務課長が実は調査委員会の委員になっていますので、それを第三者を入れて新たな取組として懲戒分限の審査委員会を設けるということになりますので、そこは今までの中で、職員それぞれの処分については、副町長、教育長、そして総務課長という中だったのですけれども、総務課長が今回の対象になりますので、それを第三者を入れて、適正に処分をしていこうということになります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今の御答弁の中で、第三者委員会を立ち上げる、設置するのもやぶさかではないようなニュアンスのお話もお聞きしました。よく二元代表制、これを車の両輪に例えるお話がよくありますけれども、今の状況は、例えば片一方が執行機関、片一方が議会、それで執行機関は終わらせて前に進めようとしている。でも、議会のほうはちょっと待てと。まだまだ問題は山積みだろうと。これあれですよ、不祥事全体のことじゃないですよ。本案件に関してですよ。片一方は前に進もうとしている、片一方はちょっと待てとブレーキを踏んでいる。これ、前に進まないですよ。くるくるそのまま回っているだけですよ、その場を。これが今の状況ですよ。

それで、執行機関だけでこの取決めをして、議会の提言にも耳を貸さずにそのまま押し通そうとするのは、昨日来からおっしゃっておりますけれども、議会軽視にも程がありますよ。それでね、一言申し上げますが、議会は行政の追従機関じゃないんですよ。議会は議会の意思を持っている。そこをしっかりと、言うまでもなく分かっていると思うのですけれども、その辺をもう一度しっかり考えていただきたい。

それで、この案件でこのまま議会が動かないというのは、我々としても町民、また世論に対しても、これは言い訳が立ちません。しかるべき対応を今会期中に提案させていただきます。それがもしかして特別調査委員会になるのか、それとも町側のそのお話を聞いて協議するのか、それは今後の対応次第であります。可能であれば本日程が終了してからでも、議員全員による本案件の協議会を持っていただきたいというふうに要望したいと思います。

それで、その第三者委員会、これはなぜ議員も一緒に入るのが必要なのかといたら、先ほど私が申し上げた、内々に、外から外の意見も聞かずに内々で済ませてしようという、そういった意図が何となく見え隠れするというのがあるんですね。その部分をよく考えると、やはり第三者は入れるべきというふうに思います。ここはしっかり考えていただきたい。動きが遅いのであれば、議会は議会で動かざるを得ない、これは承知していただきたいというふうに思います。

それでは、先に進みたいと思います。（「議長」の声あり）はい、どうぞ。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。決して両輪ということで、ずっとその話でありますので、議会と行政が両輪で進むということになります。今回のことも含めて、

様々な時を通じながら、議会との会話はいつもやり取りをしていると私自身は思っていますが、不十分さを指摘されたものだと思います。決して内輪だけでこの問題を終わりにすることではなく、やはり大きく重く受け止めて、皆様の御理解をいただきながら、しっかりと問題に向き合っていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そういうふうにおっしゃいますけれども、我々にはそういうふう聞こえるんですよ。

それで、もう1点、じゃあ、もう1点伺います。今回のこの件で副町長のこの責任の所在というのは、副町長はどのように考えておられますか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 告示行為そのものに対してというにも、今回の様々な、本件も含めました、これまでの職員の不祥事についての職員の指導という点についての責任は私にあるというふうに思っておりますので、この点については当然、その責任の重さも感じておりますし、今後、それを是正するためにどういう方策を取っていくべきか、これをきっちりと皆様に御理解いただくような施策を展開をしていく、進めていく、それが私の責任だというふうに感じております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） だからこそそこに議会も入れて、共同でその懲罰に関しても考えていかなければいけない。そのように提言させていただきます。

進みます。町立学園の部活動についての1のところでございます。子供たちの考えを尊重することが重要であるから任意加入制にするということは、私もこれは時代の流れからいって致し方ないことなのかなと思いつつ、そこで伺います。

運動部、文化部ともに、現在、部活動をやっている生徒さんたちが任意加入制になると、任意加入ということになると、もしかしたら退部してしまうかもしれない。そうになると、部員がいなくなって廃部に追い込まれる部活ももしかして出てくる可能性があるわけですね。それで、生徒さんたちの考えを尊重するといえども、せっかくこれまでやってきた部活動をやめてしまうということへの指導は、どのような指導をされるのでしょうか。

例えば、我々、我々世代の話を言ってもあれなのですけれども、昔は部活動を辞めようとする子がいると、先生が継続は力なりという言葉をもって引き止めなどを一生懸命

したのですけれども、ただ、任意加入制になると、それすらも、そういう言葉すらもそれは通用しなくなってくるのかなというふうに危惧している部分もあります。その辺についてはどのような指導をされるのか、お伺いします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

部活動を任意加入制、子供たちの希望を優先しながら、希望を取りながら、今までは強制的に生徒たちの意思は関係なく、どこかの部に入らなければいけないということ、希望制にするということについて進めていったときに、議員御指摘のとおり懸念事項もあるかとは思いますが。

ただ、近隣自治体の様子を伺いますと、希望制を導入したからといって、それがすごく進んでしまったという実態はないように状況を把握しているところでもございます。実際には、希望制にするとはしつつも、部活動に加入するということはぜひ推奨はしていきたい、保護者のほうには御理解を求めて、いただきながら、ただ、子供によっては、児童生徒によっては、打ち込みたいことがそれぞれやはり違いますので、その時間を部活動の時間が取ってしまわないような、そういった配慮をしていきたい。あくまでも子供たちのそういう自主的な活動を保障していきたいというふうに考えているのが、教育委員会の考えでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） それで、先生方はどういう指導をされるのですか。例えば任意加入制によって、もしかして辞めたいと、もう続けたくないという生徒さんたちが出てきた場合に、教員の方々はどういう対応を取るのか、その辺を伺います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） 個々の部について、辞めたいとか、辞意を表明した子に対して、個別に引き止めるというような、そういった指導はすることはありません。ただ、あくまでも全体的なものとして、部活動について、どこかの部に所属しようということについて推奨はしていきたいと考えています。

ただ、先ほど申し上げていますように、いろいろな子供たちがおります。例えばピアノに打ち込みたいとか、水泳に打ち込みたいとか、今、様々な、勉強に打ち込みたいという子もいると思います。そういった子に無理に強制的にやはり枠に落とし込んでいくということは、やはり違うのかなということで、そこら辺は国・県の方針に従いながら、

大槌町でも部活動を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。何となくその、これも時代の流れかなと思いますけれども、少し寂しいような気もしますけれども、ただ、それが今後の方針といいますか、先生方の考えであるならば、それはそれで尊重しなければならないのかなと。

次に、これまでの部活を考えますと、何もやることがなかった生徒さんたちが、生徒さんたちの部活が受皿になっていたという部分もあるわけですね。例えば運動部にしても、文化部にしても、大した興味はないのだけれども、でも何かに入らなければいけないから取りあえず入りました。そこで、その部活にはまっていく生徒さんたちも、これまではやはりいたわけですね。

それで、そういう受皿になっていた部活が任意加入制というふうになると、それはそれで様々な問題が出てくると私は危惧しているんですね。例えば放課後の過ごし方とか、今、放課後の過ごし方というのが非常に問題になっている部分もあるのですけれども、その辺はどのような御見解をお持ちでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） ありがとうございます。先ほども申し上げたとおり、部活動について加入を推奨するということは、進めるということはしていきたいと思っておりますし、それぞれの部活動を魅力的なものにしていきながら、子供たちの加入という部分も、自発的に進められるような体制というのは必要だと考えておりますが、もう片方で、やはり子供さんによっては理由、いろいろありまして、部活動を希望制にすることによって加入しないという生徒さんが出てくるときに、その状況、どういった理由からそういうふうな状況になるのかということについては把握していきながら、場合によってはその放課後の過ごし方という部分について保護者の方とも話をしながらということも、もしかしたらあり得るんじゃないかなと考えておりますが、ほかの自治体の実態を鑑みますと、そういったケースもなかなか少ないように把握はしております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 現在はそういうケースはまれだというふうに理解しました。可能ならば、そういうやることがないけれども、部活は取りあえずもうやりたくないから辞めたんだという生徒さんたちに対しては、やることがないのだったら、部活に入ったらどうやというその指導もしていただきたいなというふうにお問い合わせたいと思いま

す。

それから、(2)の部分に関してなのですが、ブラック部活、これは随分、ブラック部活という言葉は使われて久しいですけれども、これは生徒側と、それから教員側のブラック部活という言葉があります。それで、教員が部活顧問としてのその苛酷な労働環境を指す言葉としてよく使われたりするのですけれども、それには様々なケースがあると思うのです。御答弁では、教員の働き方改革を踏まえて部活動方針を改定したとあります。

しかしながら、その教員のメンタルの部分、例えば教員が未経験の競技の部活動の顧問になった場合、相当なそのストレスが予想されるわけですね。これに関しては、全国の学校においても、度々その問題が出てきたり、問題視されている部分があるのですが、この辺は当町の学園においては、この経験がない競技、今、運動部の話だけしておきますけれども、文化部ももちろんですよ。経験がないことに関して、その部活を担当する顧問になることに関して、今、現状、当町の学園ではどのようになっておられるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

当町の学校にある部活動について、そういう専門性がないという教員がどのくらいいるかという御質問について、すみません、ちょっと調査をしていないので、その辺はお答えすることができませんが、現在、大槌学園、吉里吉里学園中学部のほうに、部活によってですけれども、大槌学園でいえば、14ある部活のうち4つの部活については、地域の方の御協力をいただきながら指導している部があります。吉里吉里学園中学部のほうについては、6ある部活のうち3つの部活が同じように地域の方に御協力をいただきながら進めているというところがあります。

今まで、学校だけでこの部活動という指導を行ってきたところでございますが、先ほど来、お話が上がっているように、その希望制ということをするにおいて、進めることにおいて、ぜひそういう地域の方との連携という部分も図っていきながら進めていくということが必要になってくるのかなと思います。そのために来年度、その部活動検討委員会というのを設置しまして、どういった在り方がいいのかというのを関係機関の方と協議をしながら進めていきたいなど、段階的に少しずつではありますが、進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） ちょっとお待ちください。時間ちょっと止めてください。菊池議員、その専門的な教員というものに対しての人数を今議会において知りたいという意思があり、そしてそれに対する質問が続くということであれば、いろんな面で暫時休憩も考えますけれども、学務課長、それはすぐに調べるということは難しいですか。（「（聴取不能）」の声あり）では、進めていくということによろしいでしょうか。じゃあ進めてください。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 実は私、大槌学園に出向いて、学園長からいろいろ実は事前調査ということでお話も伺っているんですね。現在の部活の状況ということで。数字に関してはもちろん今、突然こう言い出した、問いかけたものですから、この部分に関しては、これは後日でも構わないです。

それに関して今、課長が御答弁でおっしゃった地域指導員ですか、これは今、ちょうど聞こうと思っていたら、先に言われたような形になりましたけれども、この教員の部活動の休養日を週に2日以上取るなど、週末の部活に今後、教員が関わらなくなってくるわけですが、そこでその（3）についてでございます。

文科省では、休日は地域部活動に位置づけて、指導や大会の引率を担う民間スポーツクラブや地域の指導者などを確保するというふうな方策を打ち出しておりますけれども、当町の学園等、町内に数あるそのスポーツクラブの現段階での連携というのはどのようなようになっておられるのでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

先ほど答弁した部分とかぶるかもしれませんが、大槌学園のほうでは4つの部活、吉里吉里中学校のほうでは3つの、吉里吉里学園中学部のほうでは3つの部活について、地域の方の御協力をいただいていると。ただ、そのスポ少等々の関係という部分については来年度以降ということで、その辺をどういうふうに連携していけるのかという部分については、部活動検討委員会で話題にしながら進めていきたいなと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。今後、その連携は必ずしもやはり、部活動がなくなるわけじゃないけれども、任意加入制というふうになると、もちろんこの少子化の現状もありますので、なかなか部活動でスポーツを一生懸命やれるという環境ではなくな

ってくるのかなというふうに思っております。そうなるとう当然、その地域との連携というのは、学校と地域の連携というのは、必ずしもやはり、必要になってくると思うんですね。

これまでは学校の部活は部活、いわゆるスポ少であったり、そういうスポーツクラブであったり、そっちはそっちというふうに切り分けで考えられていた部分が、今後はやはりその連携が必要になってくる。そうやって地域のスポーツを盛り上げていかなければいけないのかなというふうに思っております。ここの部分はしっかり、来年度以降、そういう連携体制ができるのであれば、対応していただきたいというふうに思っております。

それで、部活動をやるにしても、もちろん部員が少なくてチームにならないなどの問題もあるわけですよ。例えば運動部であれば、1チームにならないから合併というか、合同、連合チームで試合に出るなど、今、そういう対応を取っているわけなのですが、この部活が少なくなってくるということは、いわゆる極めたい生徒さんたちにすれば、もうはなからクラブチームを希望して部活に入らないという、そういう生徒さんたちが、これは当然、今後出てくる、これまでも恐らくあったのでしょけれども、まさにこれは悪循環に陥るようなことにもなりかねないわけですよ。これは今、運動部だけの話をしておりますけれども。

それで、それはもちろんすなわち、町のスポーツの衰退につながっていくと私は危惧しておりますが、一方で、国が主導するスポーツによる地域活性化という取組がございます。これは、スポーツ庁におけるスポーツを通じた地域活性化推進事業であります。これは、運動・スポーツ習慣化促進事業と、それからスポーツによるまちづくり、地域活性化活動支援事業のこの2つからなっております。

それで、社会的効果として当然、その地域スポーツ、スポーツ人口、またスポーツに関心のある層の拡大をこれは見込んでおりますけれども、当町として今後、このような事業に私は力を注ぐべきと思うんですね。せっかく補助金といえども、億単位のお金をかけて、サッカー場であれ、野球場、テニスコートも整備しました。それで、民間ではありますが、バスケットコートを整備したり、こういうスポーツを一生懸命できる環境がありながら、ここの部分をやはり盛り上げていかなければいけない。こういういろいろな国の制度を使ってですね。私はそのように思うのですが、町長はこれに関して、町長もスポーツをやっている経験がありますけれども、どのような御見解をお持ちでしょう

か。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 子供たちがスポーツ通じて、様々な人たちと、もちろんスポーツの技術的なものもあるのですが、やはり人との交流、縦横、様々な形で人間形成に寄与するものだと思います。やはり地域の方々が、町内にある施設を十分利用しながら、それを活用しながら、人間形成とか体力とか様々な形で関わっていくことは必要ではないかなと。学校外のことで、やはり地域の方々、野球をやったり、サッカーをやったり、テニスをやったりという、持っている方がいらっしゃいますから、その方々の力を借りて地域スポーツを、生涯スポーツを進めていく必要があるだろうと、こう考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 全くそのとおりだと私も思います。総じて言えば、このスポーツの機運を高めていくためには、やはり学校と地域の連携は必ずしも、必要であるというふうに思うんですね。町内には体育協会などもありますので、しっかりとそこと連携を図って、スポーツを盛り上げていていただきたい。それはまちおこしにもつながっていくというふうに思うんですね。

例えば大谷選手とか、ああいった世界的に活躍する選手がもし大槌から出たら、これはもうすごい夢のある話じゃないですか。そういう環境を整えていくのが我々大人の責務であると思うんですね。しっかりと今後も一生懸命盛り上げていこうじゃないですか。

それで、続きまして指定管理の、指定管理制度について伺います。指定管理者選定審査会についてお聞きしたいのですが、全国的な傾向として、制度導入の初期の頃には自治体職員の割合が高かったそうなのですが、近年は外部委員の割合が高くて、住民から一般公募する自治体が多いというふうに聞いております。

委員の多くは学識経験者、公認会計士、中小企業診断士などの専門家、そして地元住民などで構成されるパターンが一般的だそうなのですが、それで当町においては、大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第10条において、審査会の委員の定数を6人以内としております。ここ数年の選定審査会は、会長は民間から、それで委員のほとんどが役場職員というふうな傾向が見受けられます。これは民間から委員を公募しないというのは、当町の場合、どのような理由があって、民間をそこに入

れないのか、ここをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 昨年も指定管理者選定委員会の開催をしておりました。

中央公民館の指定管理でございますけれども、その際は、委員は6名でございます。その中で民間は2名、残りは4名は職員と、そういった構成になっておりまして、民間委員につきましては公募の形を取らせていただいているということになっております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今、中央公民館の指定管理のことをおっしゃっていると思うのですが、いろいろ調べてみますと、これまでの、ただ、最初に申し上げておくのは、決まったことに関してどうのこうの言うお話ではないのです。あそこの指定管理の審査の仕方がとか、そういうお話じゃないのは御理解いただきたい。そうではなくて、その審査の在り方として、やはりその透明性を保つためには、あまりにも何となくそのイメージ的に役場職員が多いのかなと。もう少し割合的に民間の方々を入れて、透明性を高めると、もちろんそれは専門性のある方も入れなきゃいけないでしょうけれども、透明性を保つということで、民間をもう少し割合的に入れるのは、私は必要ではないかと思いますが、この辺についていかがですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 審査会の構成メンバーについては、ここでは定員が6名以内ということになっていて、その内訳が職員が幾ら、何名で、民間が何名というところまでは決まっておりませんので、その辺につきましては、案件ごとに適切な人数を定めて審査会を開ければというふうには考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ホームページなんかにも、ホームページなどにもよく、その審査委員のメンバーが載っておりますけれども、やはりそれを見ても、町民の方々というのは、大体もう名前を見ると分かるわけですよ、どこの誰がやっているんだというのは。そうすると、あまりにも役場職員が多過ぎやしないかという、その懸念も当然出てきておりますので、その辺は今後、いろいろ考えたほうがよろしいのかなというふうに思っております。

それで、続きまして御答弁で、前年度との比較等を行いチェックしているとありますが、にもかかわらず、令和4年度の一般会計予算書を見ると、委託料が前年度よりも若

千の微増ではなくて大幅増になっている公の施設もあるんですね。この金額の数字のお話をしているんじゃないですよ。もともと指定管理者制度というのは、町の職員よりもコストの削減などにつながるから、一般的な考えとしてですよ、コストの削減を見込んで民間に出すと、民間に運営をしてもらおうということですが、当初の見込んでいたその前年度のかかる経費よりも、それが次の年は上がってしまう。もちろんいろんなその物価のとか、そういう変動とかもあるのでしょうかけれども、あと職員の方々のそういうお給料の面とか、そういうのもあるのかなと思うのですけれども、なぜその一気に、そのがんと上がる、予算委員会ではないので金額の部分は申し上げませんが、そこに関しての御説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 協働づくり課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 私のほうから1つ、こちらのほうで所掌している施設について御説明をさせていただきたいと思います。

そもそも指定管理、議員おっしゃるとおり、コストの面もありますし、一方では有効な民間のノウハウを生かした施設運用ということがございます。それで今回、御質問の4年での増ということでなのですけれども、大きく2点ございます。要因としてですね。

まず、1点は施設点検ということで、隔年といいますが、数年に1回行わなければならない、やはりある程度の規模になる施設だと、法定に定める、法に定められた点検業務がございます。それと併せまして、築年も経過してございますので改めて、例えばいろんな装置、稼働する装置がございますので、利用者の安全を図る意味でも、これも点検していかなければならないというのが幾つか散見されましたので、その分で今回、項目としては挙げられます。

あと、もう1点なのですが、こちらにつきましては、令和4年度の予算に向けた一定の町としての適正な基準というものの見直しが図られました。それで、その基準を適用するに当たりまして、その設備の規模であるとか、運用状況、それに当たる内容等を精査し、やはりその基準を適用すべきだと。やはり町としても、指定管理者に対してのきちんとした根拠のある数値をもってお示ししなければならないという責務もございますので、そういう観点から、こちらのほうで一定の基準に従った額であるとか、いつということで算定した結果、議員おっしゃるような結果になっているということでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 予算委員会ではないので、ここで終わらせていただきますが、透明性を持ってやっていただければなというふうに思います。

以上で私の質問は終わりますが、ロシア、それからウクライナ情勢、非常に大変な状況になっております。経済的にも非常に今後、国内にも影響が出てくるのが懸念されるのですが、当然、当町においても影響はかなりの部分、経済であるとか産業の部分であるとか、また町民の方々の生活であるとか、影響が出てくるのが懸念されます。国とまた県、それから町で、町民を守るためにしっかりとした対応が今後必要になってくるのではないかと。迅速に動いていただけるようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君の質問を終結いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時03分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。御登壇願います。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問に入らせていただきます。

早速ですが、大槌学園生の通学方法についてでございます。

大槌学園の通学については、復興創生期間の終了を機に、特別措置としてスクールバスを運行してきた安渡・桜木町・生井沢線の3路線がこの4月から減線されることとなっております。これまでスクールバス通学を行ってきた児童生徒への安全対応について、また既にスクールバス運行基準に基づき通学している他地域の児童生徒の通学方法について伺います。

スクールバス運行が廃止され、徒歩通学もしくは自転車通学となる児童生徒に対して、通学路の安全対策がどこまで進んでいるかについて伺います。特に、安渡の立体交差下を歩行する際の安全性の確保、震災後に死亡事故も発生している安渡橋から火葬場方面に向かう際に通る交差点の安全確保、安渡・赤浜方面から自転車通学する際の歩道走行の可否等について、現時点でどのような対応となっているかについて伺います。

4月から減線される地域外の児童生徒は、既にスクールバス運行基準に基づき、徒歩

通学、自転車通学、スクールバス通学を行っていることと思います。そうした中で、自家用車通学を行っている児童生徒もよく見かけます。通学距離が4キロメートル以上、もしくは6キロメートル以上であればスクールバスも出るし、自転車通学も可能と思いますが、自家用車を使用しているのはなぜか、また自家用車使用の条件等はあるのか、自家用車通学が行われていることに関しての問題点や課題等はないのかという点について伺います。

次に、各種災害時の避難所運営についてでございます。

去る1月15日に発生した南太平洋トンガ沖の海底火山噴火により、翌16日に岩手県沿岸地域にも津波注意報や津波警報が出されました。今回の注意報・警報はこれまでとは違い、真冬のしかも真夜中に出されたものであり、その対応の仕方については様々な課題が浮き彫りになったと感じています。そこで、今回のような条件下で、注意報・警報が出された場合の対応や課題について伺います。

今回、注意報が注意報・警報が出され、解除となるまでの時間経緯と、各避難所開設は迅速に行われたか、避難が必要とされる人数に対して実避難者数はどの程度であったのか。

今回は真夜中の避難かつ長時間にわたる避難であったが、各避難所での寒さ対策や食事対応は取られたか。また、災害備蓄品は十分であったか。

注意報・警報が出されたタイミングが真冬の真夜中であったことに関して、平時の避難と比較して避難意識に違いがあったとの認識はあるのか。また、平時との違いがあったとしたら、今後、住民の避難意識向上のためにどのような対応が必要と考えているのかについて伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

大槌学園生の通学方法については、教育長が答弁いたします。

津波対応時の時間経過、避難所開設及び実避難者数についてお答えをいたします。

去る1月16日午前0時15分、手県沿岸に津波注意報が発表され、町では災害対策本部を設置しました。あわせて、防潮堤外等を対象に避難指示を発令し、防潮堤外及び災害危険区域の居住者の避難所として、安渡分館避難ホール及び吉里吉里学園小学部を開設し、対応に当たりました。

同日午前2時54分、津波警報が発表され、大槌町地域防災計画の規定に基づき、災害対策本部を中央公民館に移設し、町内全域を対象に避難指示を発令し、城山公園体育館、大槌学園、赤浜分館多目的ホール及び吉祥寺三光殿を避難所として追加で開設し、対応に当たったところであります。

その後、同日午前11時20分に津波警報から津波注意報に切り替わり、同日午前2時に津波注意報が解除され、避難指示の解除と災害対策本部の廃止を行ったところであります。

避難所の開設につきましては、参集可能な職員の確保など課題が残る施設もありましたが、状況に応じた対応をまいりました。また、前述の6施設のほかに、自主避難者を確認した施設管理者等の判断により避難所開設した施設もあったことから、開設する避難所についても、改めて検討いたします。

また、実避難者数については、ピーク時の午前5時時点で、車両避難を含めた423名の方が各避難所へ避難したものと集計しております。

次に、各避難所での対応、災害備蓄品及び避難意識に対する認識についてお答えをいたします。

初めに、寒さ対策については、毛布の配布や暖房機器の使用、使い捨てカイロの提供を行い、寒さ対策に注力したところであります。

また、食事対応については、避難の長期化を視野に入れ、避難者に対し、発災当時の朝食の提供及び昼食の準備を行いました。

なお、災害備蓄品については、配付した毛布等を含め、十分な備蓄があったと認識しております。

今回の津波に対する避難意識の認識については、冬期間の休日夜間での発災、防潮堤の完成など、ハード面の整備及び新型コロナウイルス感染症への懸念など、様々な条件が重なり、避難行動や意識に個人差があったものと認識をしております。災害時には不測の事態が生じる可能性があることを鑑み、町では引き続き、防災に関する取組の普及啓発を継続し、防災意識の醸成に努めてまいります。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 次に、大槌学園生の通学路の安全対策についてお答えします。

議員御指摘の安渡地区の立体交差並びに交差点につきましては、来年度から交通保安員を新たに配置し子供たちの登下校を見守ることにより、安全確保に努めてまいりたい

と考えております。なお、当該立体交差のガード下には、通学する子供たちの安全を確保するため道路管理者が防止柵を設置することを、交通安全プログラムにて確認しております。

また、当該交差点付近の企業に対して、来年度から大槌学園の通学路になる旨をお伝えし、特にも、車両の出入りについて御留意いただくよう、改めて働きかけてまいります。

安渡・赤浜方面から自転車通学する子供たちは、大槌学園に向かって右側の道路、歩道を走行するよう指導してまいります。なお、このことは、関係機関に参集いただいた交通安全プログラムの際にも確認しております。

次に、自家用車による送迎についてお答えします。

大槌学園では、通学距離がスクールバスの運行基準である4キロメートル、もしくは6キロメートル未満であれば、大槌町の子供たちの課題である肥満傾向の解消といった健康増進の観点からも、徒歩あるいは自転車での通学を原則として、保護者の皆様に御理解を求めています。自家用車で送迎する場合は、けがや体調不良等による理由だと想定しておりますが、特にこれに対する条件は定めてはおりません。

今後も、保護者の皆様に御理解と御協力いただきながら、子供たちが安全に登下校できるよう努めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） それでは、質問順は登下校に関してと、その後に避難所運営についてだったのですけれども、答弁いただいたのは逆になっていましたので、再質問はこの答弁をいただいた順にしたいと思います。

まず、各種災害時の避難所運営についてですけれども、御報告いただいた情報あるいは新聞・テレビ等の情報でちょっとおさらいしたいのですけれども、今回の南太平洋トンガ沖の海底火山に起因する津波については、1月の15日に噴火が発生して、当初は日本への影響はほぼないだろうと言われて安心していた中に突然、16日の夜中になって注意報が発令されて、防潮堤外の避難指示が出たと。2時54分に津波警報に切り替わって、11時20分に注意報に格下げされて、14時に解除されたという流れになっていたかと思えます。

今回の場合、真夜中に津波注意報、岩手県の沿岸に津波注意報が出されたわけですが、かつ同じ時刻、0時15分時点で、防潮堤外ですけれども避難指示が出されてい

ます。一方で2時50……3時前ですね、この時点では町内全域に避難指示が出されています。今回の場合は、大槌町民はどのタイミングで避難すればいいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災担当参与。

○防災・協働地域づくり担当参与（島村亜紀子君） お答えいたします。

0時15分に津波注意報を発表した時点では、防潮堤外と災害危険区域に対して避難指示を出しておりますので、その対象の住民の方は避難指示をしていただきたい、要はそこで避難していた、避難していただきたいということを、避難指示で申し上げております。

また、津波警報が出たときには、町内全域に対して避難指示を出しておりますので、津波注意報で避難指示を出したところに加え、それ以外の住民の方々は、津波警報の段階での避難をお願いしております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 聞いていても皆さん、よく理解できない人も多いんじゃないかなと思うのですが、要は、防潮堤外の危険な区域に住んでいる人については0時15分で避難しなければいけない、一般の人については2時54分に避難しなければいけない。当日のあの状況からして、真夜中にサイレンが鳴って放送が出て、津波注意報が発令されていますという情報が流れた。私もすぐ後に、0時15分にその放送が流れたのですけれども、0時30分頃に近くの避難所に行ったのですけれども、安渡地域の恐らく浸水想定区域である人はほとんど避難していなくて、一般の住民が、避難所の近くに行っていたのです。要するに、本来であれば3時前、2時54分に避難すればいい人であっても、夜中の放送で、もう0時15分時点でもう避難所のほうに避難していたのです。私が行く前に既に車2台ほどいたのですけれども、その時点では当然、避難所としては開設していないと。

この辺の、いつ住民が避難していいかと、いつ避難所が、どこの避難所が開設されているのかという情報が、多分、住民の皆さんも迷ったと思うのですけれども、一方で避難する基準は今のような形だと。それで、1つここで問題になるのは、住民がそういう認識を恐らく持っていなかったらろうと。どこの場所の人が、いつのタイミングで避難しなければいけないかという情報を恐らく持っていなかったと思います。

一方で、避難所のほうも、その開設なのですから、どういった避難所がいつ開設しなければならないのか。要するに、津波警報が出た時点で開設しなければならないの

か、津波注意報ですね、あるいは津波警報が出た時点で開設しなければならないのか。要するに、早く避難した人であっても、避難所は開設していなかったという今回の実態があるわけですね。その辺、避難所の開設タイミングという意味で、どういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与（島村亜紀子君） お答えいたします。

今回の対応に当たりまして、そこは大いに反省点だと考えております。というのは、住民の自主避難に事実上対応できていない部分がかかなりありまして、議員御指摘のとおり状態でございました。

それで、今回は、先ほど申し上げたとおり、避難指示に従って避難指示の対象住民がいるところだけしか、津波注意報の時点では開けませんでした。開けたのは、安渡公民館避難ホール、吉里吉里学園小学部の2か所だけでした。ですが、議員御指摘のとおり、いろいろな場所に自主避難された方がおられましたので、今後の避難所の開設に当たりましては、津波注意報の時点でも皆様が自主避難するということを考えて、もっと広範囲に避難所を開設するべきだと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） あらかじめ住民がその辺を十分理解して、自分はどういう場所に住んでいるんだ、どういうタイミングで避難しなければならないんだというのを知っていれば、みんながみんな知っていれば、全部一気に開ける必要はないと思うのですが、もしその辺が周知できないのであれば、住民側じゃなくて設備側での対応というのにも必要になってくるんじゃないかなと今回感じました。

それから、避難所を開設するのは大植町ということによろしいのでしょうか。要するに、その施設の管理者なのか、地域住民なのか、自治会なのか、いろいろ可能性はあると思うのですが、基本的に避難所を開設するのは誰になるのかというところを確認させてください。

○議長（小松則明君） 防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与（島村亜紀子君） お答えいたします。

避難所を開設するのは、町の災害対策本部になります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。今回のような状況だと、本当に真夜中のことに

なりますので、職員の方も本当に全部参集できるかどうかというところにもちょっと不安はあるところですが、ぜひお願いしたいと思います。

これも全部職員だけでやるんじゃなくて、可能性のある施設であれば、地域住民にそういう開設をお願いするとかというやり方もできると思いますので、その辺も広く検討いただければなというふうに思います。

今回の真夜中の避難だったのですけれども、時間も条件もかなり厳しい状況だったので、避難者数は少なかったと推測しています。あらかじめ数値のほうではお聞きしております、大槌学園、城山体育館、要するに町方近辺全体では、避難対象者数に対して実際避難した人は、人数は6%、安渡分館でも7%という、非常に少ない数字でした。これは避難警報が、津波警報が出されていても、僅かこの程度しか避難していなかったというのは、3.11のことを考えると、非常に反省すべき点といたしますか、これから考えるべき点じゃないかなと思っています。

この避難者数が少なかったということについて、当局ではどういうふうな認識を持っているのか。これは当局側じゃなくて、むしろ住民側の問題意識のほうになると思うのですけれども、そこは運営する当局側としてどういうふうに考えているか、捉えているかについてお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与（島村亜紀子君） お答えいたします。

まず、今回の津波ですけれども、地震が起きてからの津波ではなく、遠地の、しかも科学的にもまだ解明されていない、海底噴火による津波であったことから、そのメカニズムがよく理解されていないということがまず1つ挙げられると思います。

それから、そのメカニズムが分からないことにより、津波が到達してからの津波注意報、津波警報という発表であったことも、今までの地震津波とは大きく異なっていると思います。

それから、大きく起因いたしましたのは、やはり冬場の真夜中、しかも土曜日の夜、深夜であったことで、寒いから避難所に行かない、外に出たくないというような感情も作用したのではないかと考えております。

しかし、やはりそれであっても、避難指示というものを出しておりますので、住民の方々には避難していただけるよう、もうちょっと呼びかけなり、いろいろな点、町のほうで工夫できる点があったのではないかと反省をしているところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 今回のこの件については、まさにそのところを深く考えたいなと思って質問させていただいております。今回のような状況でも、避難しなければいけないという意識をどうやって住民に持っていただくかというところが1つポイントになってくると思います。

そういった意味で、今回の冬の真夜中の避難というのは非常に、いい意味で悪い経験、実績の経験があったなというふうに認識しています。例えば避難した後に、冬の真夜中だったので非常に寒かったです。当然毛布とか暖房に関する対応はして、やるべきだったと思うのですが、事前にいただいたデータだと、備蓄してある毛布は十分にあったようです。ですけれども、ほとんど支給されていなかった、あるいは非常食、アルファ化米等を中心とする非常食も、各施設とも十分な備蓄品はあったようです。これも同じく、ほとんど支給されなかったようです。

冬の真夜中に避難して、避難所に行ったのだけれども、毛布もなくて寒いとか、長時間にわたる避難なのでおなかもすくでしょう、でも食べる物も支給されなかったということを経験すると、僅か6%、7%の人ですけれども、その避難した人でさえ、次からはちょっと避難は慎重に考えようというふうになるんじゃないかなと思うんですよ。避難しても寒いし、食べ物もないしと。だったら、高台に住んでいるからもう避難しないで、しばらく家で様子を見ようかという心理が働くと思うんですね。その結果、犠牲になったのが3.11の犠牲者数、一部だろうけれども、そういう背景もあったというふうに認識しています。

こういう真冬の避難、長期間にわたる空腹時の避難対応、まず不備であったというふうに捉えているのか、やむを得なかったというのか、もし何か反省すべき点、改善すべき点があったら、どういうところにあったのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与（島村亜紀子君） お答えいたします。

今回の避難所のその毛布等々の配布物、それから食事等々の供給にいたしましては、避難所間で差が出てしまったというのが現実でございます。どうしてそのような状況になってしまったかという一番の原因は、避難所を開設するときに、避難所開設に災害対策本部から向かわせた職員が、その避難所のことをよく知らない人間をそこに配備してしまったというのが大きな原因だと思います。

といいますのも、ちょっと言い訳になってしまいますが、土曜日の夜の深夜であることで、職員の参集状況も当初はあまり人数が多くなく、それでその集まった人数の中からも、じゃああなた行って、あなた行ってということで、次々に送り出すしかなかったというのが現実でした。ということで、本来であればその地区の、例えば安渡公民館なら安渡公民館に詳しい人間を配備するべきなのですが、それができないことにより、その備蓄などの配布がうまくいかなかったということが一番の原因だと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） そうですね、事前にどういう対応をすべきかというのを決めておく必要、それは確かにあると思います。ぜひそうしていただきたいと思います。

とは言いながら、必ず全員が全員いるわけじゃなくて、今回のように休日の対応となると、どこかに出かけていたりとかいう人もいるでしょうから、基本的に中心となるその対応者を決めるのは、それはそれでいいのですけれども、その上で全体で情報、役場庁舎内での全員での情報共有化というのもある程度されておくと、いざというときに、誰でも対応できるような、そういう体制ができるんじゃないかなと思いますので、その辺の情報の共有化、もしくは簡単にリストは作れると思うんですね。どこの施設にはどういうものがあるというのをリストさえ作っておけば、いざというときにそれをもって調べればいいし、もっと言うと、これは役場職員だけに頼るんじゃなくて、あるいはお願いするんじゃなくて、機会を設けて地域住民にもそういった情報を知らせておけば、万が一、そういう役場職員が来なくても、例えば鍵もその人に預けて、いざというときのために、人をきちっと特定して預けておくとか、あるいはその人たちに情報をあらかじめ知らせておくということをするれば、どこにどういうものがあるかというのを知っていれば、自分たちでも対応できると思いますので、そういう情報の共有化というのも進めていただきたい。これは職員間だけじゃなくて、余裕があるのであれば、そういう地域に出て行ってということをやっているんじゃないかなというふうに感じました。

そういった意味で、今回の地震、噴火に伴う津波警報、あるいはその避難の在り方というのは、非常にいい反省点になったんじゃないかなというふうに思います。こういうふうな悪いところ、改善すべきところが見つかる、次の対応がしやすくなりますので、ぜひそういう対応をお願いしたいと思います。

今回、この件で質問したかったのは、そういう対応をきちっとすべきだというのはもちろんそうなのですから、なぜそうすべきかというところなのですが、今申し上げ

ましたとおり、いろんな今回、対応の不備がありました。避難所開設といっても、寒さ対策ができていない、食料が足りない、あるいは夜の長期間の避難生活なので、椅子に座ったまま何時間も待つというのは多分大変なんですよね。特にお年寄りなんかは。多分横になりたいという人も出てくるでしょう。そういった対応も特にされていなかったようです。これも実は、横になるためのマットとかも各施設に整備されているようです。

そういった配給もされなかったということで、こういうことが起こると、次に何が起こるかという、先ほど申し上げたように、避難した人でさえ、避難というのはやはり大変なんだと。やはり慎重に考えようという方向に心理状態が動くことのほうが、ちょっと危険だなというふうに考えていました。

それで、その避難するに当たっても、例えばこれまでもそうだったし、これからも恐らくそうだと思いますけれども、避難注意報なり警報なりはこれからも何度も出ると思います。そのたびに、今回もそうだったのですけれども、大きな津波は来なかったと。これからも同じように、警報が出て避難する、それで津波が来なかったというのを、恐らく何度も繰り返すことになると思います。そのたびに避難した人が、ああ、何だ、今回もまた空振りかというふうに捉えると、避難自体がだんだんしにくくなる。これが1つの空振りだというふうに考えないようにするための方法の1つの手段として、そういった今言ったような備蓄対応あるいは避難者に対する対応というのはきちっとケアしておくという体制をつくっておくことが、1つポイントになるんじゃないかなというふうに思っています。

要するに、避難所に来さえすれば、暖かい環境でもあるし、食べ物も、非常食ではあるけれども、おなかを満たすくらいのもものは十分あるしと。ですから、避難もしやすいと。実際避難してみて、無事にちゃんと避難できたなというのを確認できるという状況もどんどん生まれてくると思います。

そういった環境になって、避難しやすい、あるいは避難してよかったと思えることになると、避難した人もやはり避難をすべきだというふうに考え方が変わってくるんだと思います。要するに、こういうことを繰り返すことによって有事の際に対応できる。要するに、最初のほうに言った、避難したけれども空振りだった、避難したけれども空振りだったということを繰り返すと、本番にひどい目に遭うと。

例えば、町長の好きな野球なんか例えると、今回も空振りだった、今回も空振りだったというふうに考えるんじゃなくて、ふだんの避難訓練については基礎練習として体

を鍛えておくと。それで、先般のような実際の避難情報、避難警報が出たときには、避難してみて、きちっと避難できたと、避難所もきちっと対応できていると。いざという本番に備えて十分な素振り練習ができたなど。空振りだというふうに考えるんじゃなくて、素振り練習ができた。本番に備えての体力づくり、きちっとされたんだというふうに認識を持ってもらうことが、この実際避難してもらうための心構えとして、住民へのそういう意識づけとして重要なんじゃないかなと思います。

そういう意味で、今回のような対応不備があると、そういった対応も取れなくなりますので、せめてやれることはやる。住民にいざとなったら避難してもらうという意識を持ってもらうというのはなかなか難しいですけれども、その意識を持ってもらうための環境を整えておくというのはふだんからできると思います。

そういった対応をぜひ取っていただきたいというふうに考えるのですけれども、当局の御意見、お伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 御指摘の点につきましては、様々な職員の行動、それから避難所の在り方、備蓄米とか毛布とか、あるいはマットもあつたのに支給されないとか、様々な反省点があつたことは今回重々、私どもとしてはその認識を持っております。

さらに、例えばあるところでは、特にこういう時期は寒さ対策、あるいは夏の場合には逆に空調というのは冷房の対策もしなければいけない。こういった形で人々が避難をした場合に、その避難先がそういう状態ではとても行きたくないなというような環境をつくるということは、これはもう町としてはあつてはならないことだと思っておりますので、これから今の御指摘がありました点につきましても、一つ一つ空振りにならないように、どういうことを、設備も含めまして対応していったらいいのか。例えばその職員の対応も今回は土曜日の夜中ということもあつて、全員集められないという部分もあつたということであれば、町民の皆さんにも御協力いただく仕組みをつくらなきゃいけないとか、そういった議論もこれからしていこうと思っております。

したがいまして、こういったことも踏まえて、きちっと避難できる体制をつくっていききたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ありがとうございます。ぜひそういうふうにお伺いしたいと思います。

もっと言うと、その避難所も、行って温かいとか、食べ物があるだけじゃなくて、例えばそういう警報が出たときに避難すると、避難所ではこういう楽しいことがあるとか、みんなとお話ができるとか、行ってよかったなと思えるような環境づくりというのも、1つ避難を促すやり方としてあるんじゃないかなと思いますので、そういった一歩踏み込んだことも考えていければ、なおいいかなというふうにちょっと感じていました。

続きまして、大槌学園生の通学方法についてでございます。2022年4月からの安渡・桜木町。生井沢線のスクールバスが減線になるということで、その対応で御答弁いただきました。

安渡の立体交差のその橋桁の下のところについては、昨年の12月の議会の一般質問で、道路管理者、これは恐らく県の土木かどこかだと思いますけれども、そちらのほうで防護柵を設置すると、安全対策として設置するというお話をされました。

昨日時点でちょっと見てみたのですけれども、まだ未設置のようなのですが、これはスクールバスから徒歩通学への切替えというのは、この防護柵設置が終わってからということでの理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

防護柵設置後にということではなくて、スクールバスの利用につきましては、来年度の始業式以降ということ考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 通学路にそういう危険な場所があるというのはずっと前から指摘されていて、切り替わる時期も決まっている。だけれども、まだできていない。これはちょっと行政側の対応が遅いんじゃないかなというふうに考えます。そこももう一度慎重に考えた上で、4月からの運用をするのであれば、その対応もしっかり取っていただきたいというふうに思います。

それから安堵橋から火葬場に向かう、安渡橋のたもとのあの十字路の交差点ですね。あそこも復興事業で道路が整備されて幅も広くなって、交通量も多くなって、割と車もスピードを出して走るような環境になっています。質問のほうで申し上げていましたとおり、以前、この場所で死亡事故も発生しております。そこが通学路に、ここを歩いての通学路になるということで、せめて例えば安渡・赤浜方面から堤防の上を通っていくためのそのこの交差点の横断部分、横断部分の1か所だけでも、せめて横断歩道とかとい

う安全対策が取られてもいいんじゃないかなと思うのですけれども、その辺について道路管理者への働きかけとかというのはされているのか。されていないとしたら、今後されるのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

議員御指摘のあった場所につきましては、今年度の交通安全プログラムについても危険箇所として取り上げさせていただいております。関係課とそのことについては共有しているということでございます。

そこについての横断歩道の設置につきましては、今年度も要望を出しているところでございまして、通学路を実際に実施して4月1日以降、通学路として活用するわけですが、その実績等々をもって関係機関のほうでは横断歩道設置という動き出しになるということについて確認しておりますので、引き続き来年度も交通安全プログラムにて話題にはしていきたいと思ひますし、要望もしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 今までそこを歩いて登校する人がなかったところが通学路になります。それで、十字路交差点です。交通量も多いところです。せめて横断歩道くらいは設置すべきだと思いますので、ここは強く働きかけていただきたいというふうに思ひます。

それから、赤浜方面から自転車で登校する場合なのですけれども、普通、自転車は左端の車道側を走るといふのが基本なのですけれども、この答弁をいただくと、大槌学園に向かつて右側の歩道を走行するといふふうに指導するといふことなのですけれども、この辺は、警察が管轄だと思ひますのですけれども、警察の了解は得られているのかといふことと、歩道を自転車で走ることにもしなるとしたならば、歩道を歩いている歩行者からクレームが出はしないかなといふふうに想定するのですけれども、そういった対応は取られているのかどうかといふところをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

議員御指摘のその右側の歩道を自転車が走行するといふことにつきまして、これも教育長の答弁にもありましたように、交通安全プログラムにて確認をさせていただいております。関係機関にも参加していただいておりますので、そこを自転車が通っていいとい

う標識につきまして、自転車走行可という標識につきましても、その通学路としての活用、この実績をもった設置をするということで確認をさせていただいておりますので、引き続き、この点についてもしっかりと来年度以降の交通安全プログラムでも話題に上げて、しっかりと設置になるように働きかけていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 学務課長、歩行者の理解は標識だけで済むのかという部分に対しての、歩行者のに対する考え方に、周知の徹底はどのように考えているかということについてお答えください。教育長。

○教育長（沼田義孝君） 先ほど御指摘ありました歩道につきましては、今後、来年度初め早々、自転車通学をする子供たちに対して、実地で学園で指導しながら、安全に努めてまいりたいと思っております。

したがって、中学校の子供以外の歩行者については、どんな自転車が歩行するかということについて、学園のほうで指導してもらおうと、そういう考えで進めております。考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 質問の仕方が悪かったですね。児童生徒の歩行者という意味じゃなくて一般の住民も歩道を通っています。そういった中で、歩道を自転車通学することになります。普通、何もアナウンスがなければ非常に違和感を持ったり、あるいは警察にクレームをつけたりという状況が想定されるのですけれども、そういった面について対応は取られているのかという質問です。

○議長（小松則明君） 当局。学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

教育長の答弁にありましてとおり、先ほど議員の御指摘のありました、十字路の部分の近くにある企業さんにつきましては訪問させていただきまして、通学路になるということについては説明しております。ただ、何ていいますか、そこを活用する地域住民の方を想定して、保護者にはもちろん……。

○議長（小松則明君） 答弁の内容が違います。右側を通行する自転車に対して、一般の町民の方はそれをどう周知するのかというものの答えを出してください。

○学務課長（杉田哲朗君） はい。右側を通行するという事について、保護者の方にはもちろん、保護者説明会等を開いて周知はしております。ただ、その地域住民、その保護者ではない方への周知という部分につきましては、まだ対策は取れていない部分があ

りますので、検討させていただきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 通学の仕方は決まっています、安全対策なり、地域住民の周知がされていないというのは、ちょっと手として遅れているんじゃないかなという印象を非常に強く持ちました。ぜひ強力に進めていただきたいと思います。4月からのスクールバス通学廃止というのも決まっているというふうに認識していますので、それに対する対応というのはもうしっかり取っていただきたいと思います。

それで、4月からのその減便になる、安渡・桜木町・生井沢地区の対象住民と申しますか、その保護者の方から、減便になることについての理解は得られているのでしょうか。例えばスクールバスは継続して出してほしいとかという声はないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

昨年の9月に、この通学支援につきまして変更になるという部分につきまして、保護者説明会を6時半からという夕方方の時間について開催をしております。その中で、特にその支援策、4キロ、6キロという国の示す規定に従っての運用になるということについて御説明いたしました。それに対して御異論等、寄せられることはなかったと認識しております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 今回のこの件の一般質問のポイントはちょっとその辺じゃないのですけれども、例えば全体の集会の場で説明をして、異論ありませんかというふうに保護者の方に求める。例えばその辺に出てくるのは、多分お母さんたち、若いお母さんたちが中心だと思うのですけれども、そういった人たちが不安に思っているところを、大勢のいる前で手を挙げて堂々と言うというのはなかなかできないんじゃないかなというふうに思います。

これからそのスクールバスが廃止になる、今スクールバスを運行している地域の保護者から、これから廃止になるという御家庭の方から、いろんな声が寄せられています。学校までの距離が遠くなるのでこれまでどおりスクールバスはぜひ出してほしいというふうに、学校は多分このときは、一担任先生だと思うのですけれども、先生にお願いしても、これは決まったことなのでということしか返事が来ないと。あるいは中には、お金を出してもいいので、スクールバスに乗せてくれないかというふうに話してくる保護

者の方もいらっしゃいます。これも決まりなのでできませんというふうに返事をされると。保護者としたらば、これ以上言っても無駄なんだなというふうに捉えると思います。まして、そういう状況で例えば全体の会議に出たとしても、あえてそこでスクールバスは継続してくださいという声は出しにくいんだと思います。

一方で、その答弁にあったように、通学距離がそのスクールバスの運行基準でもある、その6キロ、もしくは4キロ未満の子供たちについては、大槌の子供たちの課題である肥満傾向の解消という効果もあると。だから、スクールバスを廃止して、ある程度短い距離の人たちは歩いてもらう、自転車で通学してもらうというのは有効なんだという答弁がありました。

それで、こういった肥満解消になるんだよというのも含めて、保護者の方からは理解されているというふうに認識していますか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

保護者の方に理解されているかどうかという部分につきましては、今の段階ではちょっと分かりかねる部分もありますが、ただ、御説明しているように、自家用車という部分での送迎という部分につきましては、学校として条件を定めているわけでもありませんので、そういったこと、理由については想定するしかないのですが、効果というものもありますので、引き続き、それについて保護者について理解いただくと、健康増進のためになるという効果もあるということを理解を求めていくということをしていきたいなというふうに考えます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 恐らく理解されていないんじゃないかなというのは、数値的にもちょっとデータがあったりしますので、御紹介したいと思いますけれども、今回、その安渡・桜木町・生井沢のスクールバス廃止の以前に既に、ほかの地域ではスクールバスを廃止して、さっき言った基準に満たさないところについては徒歩通学あるいは自転車通学にもう既に切り替えていると思います。

それぞれの通学状況を事前に学務課さんのほうにお願いして、データを調べてもらっているのですが、令和3年度の児童生徒数と、それからスクールバスとか自転車あるいは徒歩で通っている人以外、要するに具体的にはどうも自家用車で送迎している人の人数もちょっとお聞きしたのですが、小学部では全数で、すみません、名前

はちょっと小学部とか小学校とかという呼び方にさせてください、この場では。中学部、小学部それぞれ、小学部では400人ほど、1年生から6年生までで400人、その中で自家用車を使っているのは6人くらいいそうだと。1.5%。非常に少ない数字。ほかの人たちはスクールバスか徒歩だという回答でした。中学部については約200人、自家用車は6人ということなので2.3%ほど。全体でも2%程度しか自家用車で送迎はしていないというデータをいただきました。

私もちょっと出勤前にちょっと時間があるときに、その通学状況を見てみたのですけれども、大槌学園のちょっと下のロータリーというんですかね、あの辺の広場で駐車場にもなっている、あのロータリーのところをのぞいてみると、自家用車で送っている数が物すごくあるんですよ。ちょっと指折り数えてみたのですけれども、小学部で400人中、先ほど6人と言っていたのは36人、これは割合にすると、全生徒数の1割です。中学部に至っては、200人中80人以上、4割です。

こういった人たちが自家用車で送迎されている。しかも個別に聞いてみますと、ほとんどの人が毎日のように送迎しているというふうに、通学、登下校の手段としては、徒歩でもない、自転車でもない、スクールバスでもない。自分の家の車を使って送迎しているという実態があるのです。

その場所を聞いてみますと、一番多かったのは柁内とか大ケ口、あるいは近いところでも中には源水とか大町という人もいました。要するに、通学距離としては、2キロから、例えば4キロまでの間の地域なんですね。1・2年生はスクールバスで送迎されるのですけれども、皆さんのお手元にも行っているかと思うのですけれども、このピンクのラインが大体2キロの通学圏内になります。それより離れた、例えば柁内とか大ケ口方面の人たちに自家用車で送迎している人が多い。

つまり距離的に中途半端なので、スクールバスは出ないのだけれども、4キロ近い距離を毎日子供たちに歩かせるのは大変だということで、自分の車を使って送迎しているんですよ。これは、ちょっと聞き取りもしたのですけれども、ほとんどの人が、スクールバスは自分の地域でも出してほしいというような回答をいただいています。この声が当局に、教育環境当局のほうに本当に届いているのかなというのは、今回の聞き取りでちょっと私を感じたところであります。

自分の子供は2キロ以上、4キロ未満のところなので、これは中学生にとっては6キロ未満ですよ。6キロの道のりを自転車なり、あるいは4キロの道のりを徒歩で毎日

歩か歩かせるのは大変だという認識を持っているのだけれども、学校のほうとしてはそういう対応を取ってもらえない。だからしょうがないので、自分の車で送り迎えしているのだという実態が見えてきたんですよね。

それで、一番問題なのは、こういった状況が、親のそういった考え方というのが、考え方なり、子供に対する心配なりというところが学校に伝わっているのかというところが、一番気になる場所だと思います。

そういった意味で、まず今、自家用車でこれだけの人が通っている、特に中学生については、これは私が勝手に数えただけなので、天気の良い、寒かったですけれども天気の良い、風もない、別に気象条件でこれは今日は送らなければいけないなという状況じゃなかったときに指折り数えただけなので、正確な数字じゃないですけども、4割くらいの方がほぼ、中学部に関しては4割くらいの方がほぼ毎日、自家用車で通わせているという実態を把握しているのか。そこを把握されているとしたら、そこに問題がないかどうか、子供たちの通学環境として問題ないのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

ありがとうございます。まず、教育長の答弁にもありましたように、自家用車による登校について、その申請書を出してもらおうとか、何か条件をつけるとか、そういったことを学校のほうで行っているということはありません。ですので、この数値につきまして、実態という部分につきましては、こちらのほうで状況をしっかりと把握しているということではないということが、まずお話しさせていただくところかなというふうに思っております。

この状況につきまして、やはり先ほど来、答弁させていただきましたように、実際、4キロ以上、後期課程については6キロ以上という規定、国の示している規定に準じてのスクールバスの運用ということになっておりますが、ここに来年度からは、その身体状況を鑑みて、1・2年生についてはスクールバスの支援を出すということで、4キロ・6キロ未満の御家庭については引き続き理解を求めていくという考えでおります。以上です。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 理解を求めていくという対応が実効性があるのかというところ

を、今回は中心にお聞きしたいというふうに思っていたのです。こう決めたのだからこうしなさいみたいな行政運営に見えるんですよね。親御さんとしてもなかなか発言しにくいところがありますので、親御さんたちが本当にどういうことを望んでいるのかというのを、腹を割ってじゃないですけども、本当の気持ちを聞き取って、どこまで対応できるのかというところを、教育委員会なのか学校なのかはちょっと分からないですけども、そういった部局できちっと対応を取っていただきたい。何となく親御さんのほうが、保護者の方が泣き寝入りして、しょうがないので自腹を切って、自分の時間を使って送迎していると。本当はスクールバスを出してほしいのだけれどもという状況になっていないでしょうかというところを今回、特に申し上げたかったところなのです。

繰り返しになりますけれども、今回の件で、その根本的な問題というのは、学校とか、あるいは教育委員会と保護者との間での意思疎通というのがきちっとできている環境にはないんじゃないかなというふうに受け止められました。特に、保護者の意見とか思いを、学校や教育委員会がすくい上げようという姿勢がちょっと見られないなというふうに感じました。保護者は通学距離が長いとか、通学の安全面で心配だと考えているので、その結果として自分たちで送迎していると。大槌町の大槌学園の運用方法としては、スクールバスの運用方法としては、国のガイドラインに沿って、4キロ・6キロというのに沿って運用しているのだけれども、保護者はそれに不満を持っていてもなかなか意見しにくいという環境にあるんじゃないかなと思います。それで、その結果、保護者に負担がかかっているという構図に見えます。

それで、本定例会の初日の町長による施政方針演説の中では、これからのまちづくりの基本として、私の提言制度を実施しますよというふうに、そういう施策に見られるように、町民個人の意見に耳を傾けるという姿勢がうかがえます。一方で、教育委員会による教育行政方針の演説の中では、幼保小中高の教育機関としてのつながりを強化するとか、あるいは学習内容の見直しをするというところには提言されていますけれども、同じく町民としての保護者であるとか、あるいは児童生徒を含めて、その満足感が得られるような教育環境、学校関連の生活環境の改善に力を注いでいくべきじゃないかなというふうに考えます。教育行政部門としての決意を改めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） それでは、私のほうからお話しいたします。

まず、通学方法については今、課長もお話ししたとおり、保護者説明会を開催し、御理解いただいたものと思っておりましたが、今の質問の中に、まだ十分に理解していない親が、保護者がいるということなれば、もう一度改めて保護者説明会等を開催して、御理解を求めてまいりたいと思います。

それから、スクールバス等の利用については、私は、柞内、その辺については、4キロ・6キロ以内の子供については、やはり歩いてほしいなど、そんなことを考えております。というのは、以前、スクールバス利用の児童あるいは徒歩の児童の肥満傾向について調査したことがあります。その調査結果において、町の子供たちは、そのバスを利用している子供としない子供との肥満傾向の結果が著しく違うと。つまり徒歩で歩いてきた子供たちは肥満傾向がなかったのです。そういうこともあります。

それから、子供たち、歩いてきている子供たちの登校児童は、町の用地とか、周りの様子を認識しながら歩いてくる、そして話をしながら歩いてくる。こんな話、こういうタンポポが咲いていたよとかと、いろいろな話を持ってきたりしながら、子供同士でお話をしながら来ると、そういうこともすごく、その当時は大事だなと思っておりました。今後ともその辺も考えてまいります。以上です。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君の質問を終結いたします。

13時30分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時15分

○

再 開

午後1時30分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

芳賀 潤君の質問を許します。御登壇願います。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀 潤であります。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

震災から11年、昨今の社会情勢を見たとき、ゆゆしき問題が多発しており、住民生活に影響を及ぼしているコロナウイルス感染症、また最近では、油価格の上昇により、全ての産業にダメージが見られてきました。

また、昨日は県立高校の受験があり、受験生は一息ついたものの、合格発表までは不安な生徒もいると思います。

3月は様々な意味において過渡期、切替えの時期であると思います。そういった点も

含めながら、本日は3点の事項について一般質問をさせていただきます。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

まず、1点目、移住定住促進対策についてお伺いいたします。

先日の議会全員協議会で説明のあった、また合同常任委員会で説明のありました内容を踏まえて、土地利活用調査を踏まえながらも、移住定住人口の拡大には、様々な問題があることは承知しております。移住定住もそうですが、区画整理地内はもとより、町内に、地元の人に「とにかく家を建ててもらうには」という点で考えていくことも必要だと思います。過去には、住宅建設補助金、土地購入補助金などがあり、震災復興の視点で様々な政策を実施してまいりました。

今後については、前を向いて進んでいく、先ほど述べた、「とにかく家を建ててもらうには」という点で、誘導・喚起策を展開していただきたいと考えております。また、税金を使ってその策を考えるのであれば、町内にどの程度の還元が期待できるかという点も、現在のコロナ禍では重要な視点であると思います。

考え方とすれば、「一般的に家を建てる」、どこに、「区画整理地内の空き区画」なのか、また「町内の空き区画」なのか、じゃあ業者はどうするのか。町内の業者さんに頼むのか、またそれ以外なのか。

いずれにせよ、以前のような時限的政策からの転換も必要と考えますが、当局の見解を伺います。

2点目であります。避難所・避難場所の在り方の方向性についてお伺いいたします。

災害等の有事の避難について、防災計画では、「避難は原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る」となっていますが、昨今の災害において、車での避難が多く見受けられます。避難後の行動などを考えると、当たり前のこととも言えます。

これもコロナ禍の影響と思われるのですが、自家用車での避難を想定して「駐車場を確保したり、誘導する」といったような自治体もあります。また、感染症対策の観点からも有効であり、個の空間を確保でき、プライバシーの確保、家族情報の収集のしやすさなどの利点も多いと思います。

課題は駐車場の確保ということになると思いますが、一時的なことと考え、学校用地など、いろいろとあると思いますが、自家用車避難と自家用車避難所という考え方について当局の見解を伺います。

3点目であります。町長の施政方針についてお伺いいたします。

令和4年度の組織体制について、「移住定住促進」、「地域おこし協力隊」、「ふるさと納税」などの地方創生に資する取組を推進するため、産業振興課に「つくる班」を新設し、また復旧・復興事業の終息とともに、これまで自治体から派遣していただいた応援職員も本年3月末をもって終了し、令和4年度の職員は141名の体制となるとのことでした。

町長は、かねてから町のかじ取り役として、10年、20年先を見据えた各施策の選択と集中を図るとおっしゃっておりますが、施政方針演述の内容を拝見しますと、前向きに取り組むことや、実施するというプラスのことばかりの記述にあふれ、廃止するなどのマイナスの記述が全くありません。それでは、職員の業務量だけが増えていき、職員が飽和状態になってしまうのではないのでしょうか。そのことについて、町長の見解をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀 潤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、移住定住促進対策についてお答えをいたします。

町では、今回の土地活用意向調査で明らかになった、新たに土地を利用したい方の掘り起こしなどの課題を踏まえ、引き続き、にぎわいの創出や移住定住促進を中長期的に、産業振興施策をはじめとする福祉・教育など、一体的に取り組むこととしております。

しかしながら、移住定住につながる具体的な施策が必要と捉えており、現在は、新たな誘導や喚起策の検討について、議員御指摘の考え方や現行制度との整合性、事業規模などを整理しながら、検討を進めております。

次に、自家用車避難の考え方についてお答えをいたします。

災害時の避難手段について、大槌町地域防災計画では、原則として徒歩によるものと、車両による避難は、混乱に伴う危険性が発生のおそれがないと認められた場合、その他特別な事由がある場合に限ると規定し、避難者ガイドでは、自家用車は徒歩移動の手段がない避難者のことを考えて、遠くの避難所の検討をと規定しており、基本的に避難行動、要支援者の方などを想定をしております。

震災後の教訓として、車両避難による交通渋滞の発生や、混雑時の駐車場の確保など課題が見られる一方、議員御指摘のとおり、昨今のコロナ禍による感染症予防対策及びプライバシーの確保など、車両避難によるメリットもあると思います。

また、あらかじめ災害のピークが予測できる大雨などの気象災害については、広域避難を積極的に取り入れる市町村も増えているなど、これまでの避難行動及び避難手段の在り方が変わってきていることも事実であります。

このことから、車両避難については避難手段の1つと考え、今後町では、地震津波などの突発災害、また予測可能な気象災害など、災害の種別に応じた避難手段の在り方や、車両避難の場合はあらかじめ大槌川・小槌川上流部の避難所を目指すなど、避難行動の在り方について考えをまとめ、周知を図り、円滑に避難できる取組を進めてまいります。

次に、令和4年度施政方針演説についてお答えをいたします。

令和4年度の町政運営に対する基本方針には、国・県の動向を注視し、町を取り巻く状況を踏まえ、私の所信と第9次総合計画に掲げる主要な施策の方向性を示しております。

令和4年度第9次総合計画に掲げる施策は、震災後の人口減少の状況や、これまでの取組など、町の現状と課題を見直し、震災復興から新たなステージに向けた、町の活性化に資する中長期的な施策や、後世につなげる震災伝承などを重点施策に位置づけております。

施策の選択と集中については、毎年度、全事業の現状と課題を見直し、町内の有識者で構成する行政評価委員会の意見を踏まえ、事業の必要性や期待される効果など、各施策の方向性を評価した上、事業の改善・統合・廃止などを引き続き進めてまいります。

また、第9次総合計画の各施策を効率的・効果的に推進するため、事業の目標設定やプロセスを明確にするために人事評価の制度の再構築を行い、組織体制の現状を把握しながら、組織の新設・分割・統合など、必要に応じた体制を構築してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それでは、通告に基づいて再質問させていただきます。

町長の施政方針の答弁にあった、震災復興から新たなステージに向けた町の活性化という表現があります。私、この移住定住促進対策を1番に持っていったのは、その復興事業であるところのある程度の区切りはもうついたのであろうと。それで、住宅再建も被災者の方にとってはもうほとんどなされているというふうに、まあ途中の方もありますよ。もちろん今申請中の方もあるとは聞いていますので、若干においては途中の方もあると思いますけれども、次のステージに行くときに、やはり町が移住定住という表現を使いながらも、例えば町を活性化しない、よく言われるのは誘致企業だったり、いろ

んなものがありますけれども、非常に絵に描いても、なかなか現実的になっていないのが現状でございます。

そういった意味では、家を建てていただくという、その目の前の描写的なものを考えると、じゃあ大槌町に家を建てるメリット、家を建てて住んでいくメリットみたいなものを、やはりきちっと提示するべきなのであろうと。各市町村もそれでいろいろ苦慮していると聞いていますけれども、そういう点で、確かに復興事業の、漏れたものもあります。でも、これからやはり前を向いて進んでいくために、ぜひ大槌町に来てくださいと、あとは町内に住んでいる方についても、新しく家を建てた場合には、もちろんその家庭にとって家を建てるということは物すごく重大なことなわけですよ。そういう点では、町もそれを評価して、応援したいというようなことを、メッセージを、メッセージというふう、実際財源を使ってPRすることも必要だと思ってこの質問をさせていただきました。

この通告をしたときにはそうでなかったのですが、議会初日の合同常任委員会で、移住定住支援事業の制度拡充についてという説明がなされました。そこで、様々る詳細な説明がなされ、これであればなというふうなところもありますし、そのことについて若干再質問をさせていただきます。

以前のその建設補助金だったり土地購入というのは、震災復興を急速に進めたいということで、時限的なものでした。2年とか3年とか、この期間に建ててもらったら100万円出しますよ、200万円出しますよみたいなものだったのですが、今回は非常に、その震災復興とは一定の縁を切るわけですよ。今後建てていただくための支援なのでけれども、これを時限的なものにしていくのか、ただ、町内の情勢を見れば、今建てようと思っている人というのはもうほぼ建てたわけですよ。そうすれば年間にどの程度建つかというのは、そんなに大きな数字ではないときに、これを時限的なものにしていくのか、ある程度、中長期的にしていくのかということも、大きなPRというか、アピールになるかというふうに思いますけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今回お示した移住定住の支援という観点であります。まずこの令和4年度から進めようということで今、検討を進めております。これの内容については、まず令和6年

に向けて、令和4、5で、総合計画の後期計画にまず計上したいと。その後については、第10次の中で、当然、第10次の計画を策定するに当たっても、町民の意見を聞きながら進めていく、それでその場合であっても、この事業は当然必要だという判断をするのであれば、総合計画の第11次というふうに計画に位置づけて進めていくものと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 企画財政課長が答弁したので財政的なもので伺いますけれども、こういうものを補助金として出す場合のその財政的な財源みたいなものの担保というものはなされているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 今現在考えておるのは、そういうまちづくりに資する、まず基金が今ありますので、その中で考えております。それで、その基金がなくなると、これが執行するようなものであれば、ある程度すごい効果が生まれているという想定で考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ありがとうございます。まさしくそのとおりでございますよね。なので、まずいずれ2年間で整理はするものの、実績を見ながらローリングをしていって、そのまちづくり基金を運用しながらやっていくと。ある一定の成果が出るまでは、時限的なものではないという確認だけをさせていただきます。

そうすれば今後、移住に向けた考え方、何で移住の話をするかということ、ついこの間、吉里吉里に移住者があったもので、町の町報にも載りましたよね、確かね。川柳か何かで。あの方は震災で訪れてボランティアで釣りが好きでみたいな引用がなされ、私は会ったことないのですけれども、そういうのを見ると、魅力だ魅力だと我々が魅力を発信しようと思っていることと、町外の人が大槌町の魅力をどのように感じているかということでも、やはり少し差があるというか、ずれがあるというか、ポイントが違うというかね。なので、せせ込んでPR、PRとも思うけれども、やはり感じ方の視点というのはやはり違うんだなというふうに思います。

いずれにしても、町を訪れていただいた方が家を建てるのであって、絵で見て、VTRで見て、ホームページで見たから、ここに家を建てるというふうにはならないので、そこに一歩足を踏み入れていただく施策は必要だと思いますけれども、いずれそういう

ものを支援していただけるということで非常に大事ななと思っております。

もう一つは、その定住者ですよ。よく私もこの一般質問で、移住定住の問題を取り上げますけれども、かまど家を建てたときに、町とすれば、区画整理地内もまだ空いています、いっぱい。高台団地もまだ空きがあります。せっかく整備したところに建ててもらいたい。しかしながら、津波のときもそうでしたけれども、それを待たないから、別な住宅地、大ケ口であるとか、桜木町であるとか、そちらのほうに建てた方も多いわけですよ。それを、じゃあそっちは駄目だということではなくて、やはり町内にまず建ててもらいたいのが第一義。願わくば空いているところに、空いているところというか、町が整備したところに建ててもらいたいのが第一義というような考え方で、このオプションを見ますと、そこにも若干の差があるので、これはこれで住民さんがどう判断されるかだと思いますけれども、今から土地を求められる方は参考になるのかなと。

ただ、定住者が家を建てる場合には、かまど家なのでもともとその家にある財産的な土地があったりとか、親戚が譲ってくれるとか、あえて買ってまではというようなことになるかもしれないけれども、でもそこにもちゃんと補助を出しますよというような視点では非常に評価はしたいというふうに思います。

それで、これは新築に限っているわけですよ。現在ある、例えば定住者であって、中古物件を買う。そういうところにも今補助があるというふうに認識しておりますが、その内容についてちょっと説明をしていただきたいと思いますが。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、これは令和元年度ぐらいから実施してございまして、中古住宅を購入してリフォームをする場合、これはあくまでも移住者向けの施策でございまして、本年度も2名ほど御利用なさっていただいております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 移住者でリフォームする場合ということは、定住者で町内の空き物件を購入して住む方には、今のところ何もないということよろしいですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ございません。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 新築を建てるのに2,000万円かかる、3,000万かかる、じゃあ中古住宅を買ったから300万円で済むということでもないとは思うのですけれども、何でもかといふと、最近の不動産のチラシを見るとすごいですよね。中古物件だったり空き土地だったり、大槌だけではなくて。そういうのを考えると、新築もそうなのだけれども、空き家になる物件に住んでいただけるということは、定住って、そこに住んでいたものが脇に行くだけの話かもしれないけれども、この例えば定住者の新築に出すお金もあるのですけれども、中古住宅を買っても、何も新築並みに出せという話ではなくて、何分かの支援があっても、空き地、空き家になるよりは、分家になってそこに住まわれていただくほうの価値のほうが町にとっては大事かなと思いますけれども、そのような視点は検討されますでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 申し訳ございません、ちょっと説明不足でございましたね。令和2年度から実施してございます住宅建設等促進事業補助金、こちらについては、例えば中古住宅を買いましたと。その後、ちょっとリフォームしたいなというのには使えますので、そちらの枠は最大30万円でございますが、なきにしもあらずというか、定住者向けの若い世代のそのかまどを買って、かまどというか、かまどの方が家を買ってという目的ではございませんが、似たような施策としては、今も現在も実施してございます。

今回につきましては、新築物件の建設に当たっての移住定住施策でございましたが、空き地、空き家、つまり空き家は中古物件でございますので、現在、その空き家の町内の状況を調査してございます。それを一旦、全部つぶさにある程度拾い上げた上で、中古住宅の施策については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） なぜこのようなことを申し上げるかといふと、ついこの間、釜石管内の解体業者さんと話をする機会があったときに、解体が非常に忙しいと。その半数以上が釜石管内にある家屋、家の解体だと。もう家主さんが亡くなって子供たちが遠方に行って移り住む可能性がないから、もう壊して更地にして売るなら売るといふような方向性を見出したと。もう中途半端にはしておけないといふようなことがあって、全体のもう半数以上がその空き物件の解体だと聞いたときに、新築を建てて何千万円という話よりは、中古でもその定住をしてもらえるなら定住といふような、定住者が移り住ん

でもらえるなら、結局1軒増えることになるわけで、もう壊すものと仮定すれば1軒増えるようなものなので、あえてそういう質問をさせていただきました。

つい知人の案件が1週間ほど前にあって、やはりそういうものだったら考えたいという話があったので、聞いてみました。ぜひ前向きに検討していただいて、明らかな、明らかなというか、数字でも出せば、町民も、ああ、こういう施策もあるんだなというところが、なるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

とにかく、この今までの建設補助金は今までは今まで、とにかく新たなステージに向かって町がPRしていく。いや、PRしたからいきなり30軒建つわけではないと思うんですよね。ただ、何もしないで移住定住だって掲げているよりは、いや、大槌に来ればこういうメリットもありますよと、お金の話だけではなくて、極端な話、100万円の補助金があるから家を大槌に建てるという人はまれだと思っんですよ。プラスアルファの付加価値があるから大槌に移り住んでもらうのであって、そこだけではないと思っんすけれども、何もしないよりは何かやはりこう、手にきちっとしたものを提示するほうがいいと。

そのために私はこの意向調査をしたというふうに思っていますが、12月以降、この土地利活用の調査結果、調査をして調査結果が今出ていますけれども、これにつなげるための私は調査だったというふうに認識しております。そういった点で今後、これは町方地区だけでしたけれども、ほかの区画整理地内、吉里吉里とかほかにもあるので、そういうところにまで広げるつもりがあるのか、それとも町方をベースとした考え方で今回こういう施策を打ったので、それ以降はもうやらないというふうな方向なのかをお伺ひいたします。

○議長（小松則明君） これは言うなれば特別職の方向づけなので、特別職の方が。町長、お願ひいたします。

○町長（平野公三君） 今回は町方ということで調査をさせていただきました。それについてやはり方向性は同じだということになりますので、安渡なり吉里吉里なりも含めて、その方向性を出したいと思っんす。

しかしながら、今回調べたのが何年か、2年という期限の中でも、やはり空きの状況というのはあろうと思っんすので、引き続きながら、施策としての方向性は全部同じですけれども、状況をやはり定期的に調査をしながら、その状況についての的確にまた柔軟な形での制度設計をしてまいりたいと思っんす。

○議長（小松則明君） 中古物件に関しても、できればお願いいたします。町長。

○町長（平野公三君） 今、課長お話ししたとおり、話したとおりですけれども、やはり先ほど定住者の購入に対しては、中古物件に対しての補助の在り方については、やはり改修ではなくて購入という部分がありますので、定住者・移住者に対する施策とすれば魅力的なことだと思いますので、前向きな形で検討させていただきます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いずれにせよ、いろんな状況の中で、言葉で言えば新しい、古くなってしまいうけれども、新しい2000万円もあれば中古の1000万円もあるわけですよね。そういった中では、その家に住んでもらう、移住者は人口が増える、定住者はかまど家になるので、その家がなくならないで済むというようなことからすると、双方にも若干のメリットはあるんだと思います。

あと、このせっかく意向調査をした結果を見ますと、やはり問題点がもう一つあって、土地は使う予定はないけれども、どうしていいのかわからないんだと、実際ね。売りさばいて、あとは狭過ぎるのでそれを、極端な話、30坪ぐらいだと親戚に譲っても、30坪では家建てられないだろうから、なら、それを売れるのかといたら、積極的に売れるわけでもない、みたいな悩みのなパーセンテージもあったように思いますけれども、せっかくアンケート調査をして、そういうものが今見えてきた課題があるのですけれども、それらに対するアプローチは今後どうなさっていくのか、検討しているのかを伺います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

令和3年度の12月補正で、移住定住推進事務局の経費を計上させていただきました。今年準備期間として事務局の体制整備をさせていただきます。来年度におきましては、予算にも計上させていただきますが、空き地・空き家の検討業務等を行う予定でございます。

その中では、先ほどの移住定住施策も含めた空き地の活用、それから外部からも、いづれ家ばかり建てるという施策でもどうしても限界がございますので、家以外に、やはり外部からの力を活用した空き地対策というのを検討してまいりたいと、そのような仕組みを令和4年度の中で、町民を交えた、喧々諤々とした組織立ち上げをしながら、来年度以降の事業に結びつけていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 空き家調査をしていただくための視点で申し上げますと、獣屋敷

になっているという家が散見されてきたという点。あと、もう何年も住んでいないので、もう放置状態なので、もちろん修繕もなされていない。この間の台風のときにも屋根が飛んだ、ガラスが壊れた。でも、住民はいないから誰にも言えない。それが隣の家だったらどうします。不安でしょうがないですよ。この1年間で、消防団で屋根に2回ロープを張りました。やはり隣の家からはそれは怖いですよ。でも、行政的にその家が古い屋根が飛びそうだからといって、税金かけて屋根を補修するわけでもないし、災害であれば、消防団が出てロープをかけたりするということは応急的にはやりますけれども、でもやはり空いていくということはそういう問題が必ず残るということですよ。

それで、何ていうか、獣屋敷になるようだと、やはりいろんな、衛生状態もそうだし、いろんな意味でやはり困る人たちが多くなるので、それに税金をかけてどうするかというのはなかなか憂慮する課題だと思いますけれども、でもこれはもう本当の住民課題ですよ。どこの自治体でもそうだと思いますので、どういう施策がいいのかは別にして、ただ、非常に大事な地域課題であるということを確認していただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の避難所の在り方について質問します。同僚議員のほうの一般質問の中にも避難所運営とかいろんなものが出ていましたけれども、私は常々、いつだったかの台風の被害のときにニュースを見ていたときに、グラウンドに行政の職員が誘導棒を持って車を誘導していたという台風のときを見たんですよ。車は駄目だとは言いがらも、あらかじめ想定されて車で避難する。それで、もうコロナ禍において、やはり避難所に行けば感染の可能性があると、いろんな話があったときに、有効な避難手段であることは間違いないと思うのです。

ただ、そのスペースの問題だとか、いろんな課題があるのですけれども、答弁を見ると、今までは特別な事由があるとか認められる場合に限るといような規定はしていたけれども、メリットもあるから前向きに自家用車避難について、小鎚川とか、大槌川沿いの遠方に逃げる方というふうな規定もありますけれども、いろんな前提条件があると思うんですよ。

例えば町方であれば、小鎚の上流に行っても、金沢の上流に行ってもいいのだけれども、じゃあ吉里吉里はどうするんだという話になったときに、いや、吉里吉里小学校でいいですよ、いや、グラウンドどうするんだと。いや、誘導員が立ちますよとか、何かそういうふうなイメージも、簡単に言うと、そういうふうなのですから、どのよう

な、考えたときにメリットとデメリットがあると思いますけれども、そういう点についてどのように現状として押さえていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与（島村亜紀子君） お答えいたします。

メリットとデメリットということについてお答えをさせていただきたいと思います。メリットは、今議員もおっしゃられたとおり、コロナ禍において、そのコロナの対策として有効であること、それからペット避難の方などが、ペットと車の中で同居してと言うのはちょっと違うかもしれませんが、一緒の空間で過ごせること、それから家族で小さなお子さんがいる方なんかは周りを気にせずに車の中で過ごせることというようなことが挙げられると思います。

デメリットといたしましては、先ほどおっしゃられたとおり、駐車場の問題がやはり一番大きいと思っていますし、あとは熊本の地震などでよく言われました、健康被害の問題があると、年配の方に関しては健康被害の問題などがあるということが挙げられます。

あと、ほかには、今回もそうだったのですが、今回のトンガの津波でもそうだったのですが、避難者数とか、誰が避難しているかというのを把握するのが非常に難しいということなので、その辺などルールをつくってしっかり運用できるような体制をつくっていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 一定のルール下において自家用避難というのは非常に有効だというふうには有識者の方が、唱える方もおりますので、ただ、運用を間違ってしまうと、それこそ飽和状態になってしまう。じゃあ登録者制にするのかと。例えば金沢小学校の駐車場に駐車の可能性のある人を登録制にするのかといたら、これも、先ほど来の一般質問でありましたけれども、警報・注意報の状態に応じて、逃げる規模が全然違うわけですよ。なので、当初、例えば300台と予定されていても、いや、俺も何かちょっとおっかないなと思ったら、300台がすぐ500台になるわけですよ。

だから、前提条件の設定の仕方は難しいのだけれども、ただ、町内にある限られた駐車スペースを活用していくという視点では、例えば大槌学園だったら周辺に500台までは止められますと。城山であれば50台ですねとか、上流部に行けば、小鏈川沿いに行けば300台、金沢に行けば500台もさらにありますとかというふうなものが、ベースとして防

災が持つておくのとおかないのでは、全然違うと思うのです。もういっぱいになったからそっちに行ってください、そっちはまだ空いていますよとアナウンスをするのとしな  
いのと、そこには必ず、先ほど出ていましたけれども、じゃあ避難所を誰が開けるのや  
となったときに、じゃあ誘導を誰がするのやという話になる。幾ら300台のきれいなスペ  
ースに止めれば300台でも、住民というのはタイムラグがすごいわけですよ。車の大小も  
ある。その止め方を一步間違えば、300台のスペースに100台しか止まらないというこ  
とは往々にしてあることです。なので、そこら辺も、その避難所運営の在り方、一時的な  
ですよ、そういうものもやはり大事なのかなと思っていました。

車の最大のメリットは、次がつながるといことですよ。避難所において避難所生活  
というものもあるけれども、極端な話、車で3人家庭だったら、物資はじゃあ1台分です  
ねというふうなやり方も、コロナがそうじゃないですか。自宅待機で段ボール箱に何食  
分ってね、福祉課長。もう全国のニュースでいっぱい出ている。これが有事の際の避難  
所だったら、これをそのままやれば、炊き出しだとか何とかは意識しないで、これで3  
日お願いしますねというやり方だってあるんだと。それを用意するかどうかはまた別な  
課題があるのですけれども、そうやっていろんな問題はあるけれども、その学校を開け  
て避難所に300人をどうやって炊き出しをすとかというふうな視点で考えるよりは、そ  
っちのほうがやりやすい点もある。ただ、さっきのように、そのスペースの問題、誘導  
の問題等もあるので、いろんな課題はありますけれども、ぜひこういうのも前向きに考  
えていただければ。

ただ、同時に、同時にですよ、車のない家庭をやはり前もって避難をさせる、その方  
にもちゃんと、高齢者であれば特にそうなのだけれども、安心した避難所を担保させる  
というやり方もそうだと思います。あえて私、福祉避難所を3つ指定させていただいて  
おりますので、あえて申し上げますけれども、今の福祉避難所は2次避難なんですよ。  
簡単に言うと、小学校に行ったけれども、小学校では高齢者の人を見られないよねとい  
って、老人ホームさんお願いしますねとって2次避難なのです。でも、学校を經由し  
て老人ホームに来る人なんて現実的にいますか。いないですよ。うちのじいちゃん  
は弱いから、もう最初から老人ホームに逃げさせましたというのが現実ですよ。

この1次避難と2次避難と福祉避難所の在り方も、やはり再検討する時期なのではな  
いかなというふうに思いますので、次に議論するときにはぜひこれを問題提起をしてい  
ただきたい。そうすれば、大槌学園、大槌高校の体育館に、じいちゃんでもばあちゃん

でも、まずそこに逃げろと言ったから逃げたけれども、もう3日たったら腰が痛いので、床擦れが出てきたのと考えよりは、もうすぐにそっちのほうに移動してもらおうとか、最初にそっちのほうに、ある程度のキャパの問題もあるので、登録をしていただいておりますとかね。キャパについては既に調査は終わっていますので、某老人ホームだったら50人までいいですよ、某保育所だったら何人までいいですよというのは以前調査してあるので、そういう振り分けの話になろうかなと思いますので、ぜひそういう点でも検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与（島村亜紀子君） お答えいたします。

貴重な御意見ありがとうございます。今後、私どももそういった方向で検討しようと考えておまして、といたしますのも、国のほうから福祉避難所の確保運営ガイドラインというのが改定されまして、直接避難ができるように今後方策を練りなさいということを言われております。

ただ、そのためには、誰もかれもが好きな避難所に行っていいわけではなく、ここの福祉避難所にはこの人が行きますよということを決めます。その上で、その方は直接行っていいですよ。それ以外の方が、誰もかれも押し寄せていいというわけではないので、その計画を立てなければなりません。

まずは、地区防災計画などが立っている地区を中心に、その地区全体でそういった避難行動、要支援者を支えつつ、誰がその方を支援してそこの福祉避難所に連れていくんだということまで決めて、受入先を指定するということになっておりますので、そういったことに少しずつ着手していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 国の言ったマニュアルを進めると、物すごく時間かかりますよ、でも。ニーズ調査をして名簿をつくって、そこの調査した人じゃないと行けないというふうにやると、すごい時間がかかる。3.11のときに、沿岸部に福祉避難所があったのは大槌町だけですからね。そこで受け入れたのも大槌だけですからね。そこから波及しているわけだから、ここが起点になっているのは間違いないのです。

なので、今の名簿を作成して登録者が行くというのは、ガイドラインがそうなっているけれども、非現実的だと私は思います。なので、どの程度のキャパがあって、何人だったらどこに連絡して、その人が1回はこっちの施設に来ただけけれども、2日目には

もっと近くのように移送してあげるとか、いろんな考え方がるので、じゃないと住民が混乱するんですよ、私、逃げちゃ駄目なのですか、そこにと。近いのに。登録していなかったとか。でも、災害というのはそんなものじゃないですよ。目の前に押し迫ってくるわけですから。

だから、やはり、まずは命を守るために一番近いところに、最初にまず逃げてください。あとは振り分けましょうと。そこに、仮に福祉避難所の対象でない方があったら、一般の避難所に移っていただくとかというやり方のほうが現実的だと。もちろんそういう作業を私しましたので、実際やった者の意見として、そうであるということを申し添えておきます。

それでは、最後に3点目です。町長の施政方針について触れさせていただきたいと思っています。今定例会で多々、いろんな議員のほうからいろんな条例の改正についてありました。私は条例の改正については触れていませんので、私は組織の在り方という点で、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

答弁書の中に、人事評価制度の再構築を行いという表現がありました。再構築ということは、今あるのだけれども、若干不備があるのでもう1回見直しているんだというような意味で捉えましたが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 不備という言葉は適切かどうか分かりませんが、自らの仕事は何であるか、その達成をしなければいけない意味は何であるのか、そういうことがきちっと個々人の評価につながるものであるということを中心に置いて、仕事を進めなければならないという意識が希薄であるというふうに私は考えております。

それが、昨今のこれまでの全てではございませんけれども、様々な不祥事につながっているところもあるので、それをきちっと数字として、見える化をしていきたいと。それを管理者と職員で共有をしていくということが必要だろうと思います。

職員、今回の不祥事につきましても、これまでの不祥事につきましても、この140人いるうちの、これをこう言うのはちょっと語弊があるかもしれないけれども、30人も40人もというような横断の不祥事ではございません。多くの職員はもう毎日、一生懸命知恵を出し合って頑張っている姿を私、この1年半以上見てまいりました。なかなかそこが浸透していない職員もおりますので、その点をきちっと見ていくという仕組みがこれまでは不徹底だったと、十分ではなかった部分、数値化されていない、コミットされてい

ないという部分を明確にしていくということが必要だろうと思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 140人の組織を回すときのやはり大事な点というのは、組織構成のマネジメントだと思います。私も160人以上の職員を雇用していますが、やはりある程度、トップがいて、ある程度の責任を持つ場所があって、要はピラミッド型になっていくわけですね。その何が問題かという、きちっとした、俗に言うハウレンソウがなされているのか、あと一個人が、自分の責任としての事務分掌がきちっと認識されているのかという点なわけですよ。

それで、この今俗に言う、この班長制というグループの中でやられている、その事務分掌、責任の所在の在り方、私は議員になったときには既に班長制だったと思うのですが、その以前の人から聞くと、課長補佐があって係長があって、どっちかという縦社会があった。でも、何かこう、班となると、みんなでグループでやりましょう、それは大きな事業だったり、いろんな知恵を出し合うにはいいかもしれないけれども、責任の所在がどこにあるのかがちょっと、私自身が不明確です。

じゃあ課長補佐と係長が一緒になって班長だとしたのであれば、その班長の役割を、今の役場の職員が、今の班長さんたちがそういう役割なんだという認識をどの程度持たれているのかも疑問なんです。分かりやすいのはやはり組織ですよ。名前です、役職です。役職が人を育てる場合もあります。役場の職員の話じゃないですよ。この職員はそうでもなかったけれども、係長にしたら、いきなり何かよくなったなというものもあるわけですね。化けるといいますよね。ところが、年功でなっていたが、つけたが、これは思ったほどでもなかった。ただ、地方公務員法で下げるといのはなかなか難しいんじゃないですか。民間だったらすぐできるけれども。

そういうのをやはり、どういうふうな組織の在り方がいいのか分かりませんが、これは行政と民間と絶対的な違いなのだと思いますけれども、それをきちっと評価して、役職につけて、きちっと責任を持ってマネジメントしてもらおうというやり方を取るのであれば、その班長といった、ばふつとしたものよりは、責任の所在を明確にして、きちっとやっていく方がいいのではないかなと。これは、議員でいろんな話をしながらも、その方がいいのかなとかという話も出るのでありますが、そういう点について検討はなされていますか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今御指摘の部分につきまして、御返答申し上げますけれども、現状、今指摘されました、議員が指摘されました班長制度というのは、確かに課長がいて班長がいてというふうについては、フラットですから、これは意見が班の中で広がりやすいとか、あるいは課長と直接話をしやすい、2層構造ですから、そういう意味では、意見の共有をしやすい部分もありますが、いざその仕事を進めていく上において、指示・命令系統という部分においては、現状のところ、今、現状の班長制度はそこところが非常に不明確になっているというのは、御指摘のとおりだというふうに思っております。

これはもう町長自身もそういうふうにお考えですので、従いまして、次年度か再来年度になるかは、まだここでは明確に申し上げることはできませんが、いずれ早期に、課長補佐制度を復活をさせまして、きちっとした仕事の流れをつくと同時に、各職の職責、ミッションを明確にして、班長は何をするのか、課長補佐は何をするのか、課長はどのようなミッションをするのか、これをきちっと整理していく時期に来ているというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それと、その役職を整理することはもちろんまず大前提であるのですが、そこに配置する、町長が職務でその職に配置する職員の業務遂行能力も非常に大事だと思います。これは年功序列の公務員制度の中で難しいと思いますけれども、ただ、同じ公務員の教職員の例を取りますと、みんなが校長先生、副校長さんになるわけではないわけですね。ある一定程度の試験があつて管理職になっている。そうですね、教育長。

なので、公務員として役場には入ったけれども、課長でなくて普通に職員としてやりたい職員もいるのかなと思います。いや、俺は課長になって、やはりある程度マネジメントをして、町のこういう事業をやっていきたいんだという思いのある職員もいるかもしれない。そういうのが、私は人事評価ではなくて人事考課だと思います。評価というのは、何かそこに点数をつけたり、いろんなものがありますけれども、考課制度というのは、やはり考えてマネジメントをして、いいものを引き出していくという考課制度。

なので、評価と考課を間違つて使ってしまうと、混在をしてしまつて、自分は見られているとか、及第点にならないとかという話になりますけれども、そうではないということも、せつかくこの評価制度を入れるのであれば徹底して、その評価と考課の違いについても検証を積んでほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ただいま御質問ありましたことについては、誠にそうございまして、次年度については、次年度から能力評価制度は導入いたします。これは内部でも職員に私のほうから申し上げておりますが、これまでのいわゆる年功序列制度を、評価によって変えるのだということは明確に申し上げておりますので、次年度からこの体制に変更いたします。

ただし、今議員が御指摘になりましたように、評価と様々なその昇給制度、昇格等については、これは次元の違うものでございますので、これまで年功序列でやってきたものを次年度から、この考課も含めて入れるというのは、なかなか様々な制度を変えるために時間もございますので、来年度は評価制度を入れて、評価をしていくというフレームをつくって、その制度にのっかって人事評価をしてみたいと思いますが、考課につきましては、まだまだそのための制度設計が必要でございますので、ちょっと次年度1年間かけて、勤勉手当の成績率の運用状況だとか、運用の仕方、あるいは昇給制度、運用基準策定とか、様々な制度設計を1年間かけてやって、それで令和5年度からその考課も含めた、しっかりとした評価制度に変えていくと、こういう今、段取りでおります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 時間はかけようなので、そこに1年かけるのが適正なのか、やはりその公務員法の中である1つをいじると、いろんなものをいじらざるを得ないという、そういうジレンマもあると思うので、それはちょっと私の干渉するところではありませんけれども、いずれにしても、前段の質問であったとおり、とにかく復興事業というのはある程度終息したので、前を見て次の大槌町の在り方、あと職員規模と町の財政規模で、最大限の住民サービスをどのようにして提供していくのかという点だと思うんですね。

そういった中で、私、嫌みを言ったわけではないのですが、町長の施政方針で、プラスのことばかりがあって、マイナスがないんですよ、記述にね。でも、これはそれだと駄目なんだと思う。何か要望すると財政がと言いながら、何か別な予算がしっかりついているとかというふうに見えるところもあるのですけれども、私は、確かにその住民サービスとか、これもやる、あれもやってあげるといのは必要だけれども、財源が伴っていないと、もうどうしようもないというふうな話になってくる。それが将来へのしわ寄せであったり、無駄なものだっていっぱいやったわけですよ、現実的には。そこに金

がかかっていくのもそうだと思うのですが、私は首長とすれば、やはりこれはもうやめざるを得ないんだ、住民さんもここをある程度我慢してもらいたいというようなメッセージも発するべきだと思いますけれども、抽象的な質問で申し訳ないですけれども、いかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 決してつくるだけではないので、制度。やはり必要がないとか、やはり当初の目的を達成したのだということであれば、その制度についてはしっかりと廃止なり中止なり、いろんな施策を打っていくべきだと思います。

制度全体については事業という形になりますので、やはり実施計画にのっとったものを精査をしていく形になりますので、なかなかやはり、終わりましたということでメッセージじゃないのですが、そういうことも含めて、つくるという部分もそうなのですが、廃止を、壊していくという部分も含めて、しっかりとメッセージとして、何ができて何が終わったのかというあたりも、しっかりと町民の方々にメッセージを出せるような、そういう形で進めてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） やはりいろんな国のメニューがあつたり、世の中が動いているので、いろんな施策が役場のほうに振られてきますよね。でも、全部プラスアルファだったら、今やっているものが、やはり整理できなかつたり、飽和状態になって、新しいものを見つけに行きたいのだけれども、やはり見つからなかったです。

なので、やはり課内においては、これは旧態依然、このような事業をやっていたけれども、今ほとんど効果がないのでやめていいですかみたいなものを、ボトムアップで上げていただいて、じゃあこれはもう潮どきかみたいなのもやっていかないと、新しいものに手をつけられないんじゃないかなと。それは職員1人が、これをやめたいのですけれども、だってそれ、できるわけがないわけですよ。

なので、それをきちっと役場職員の意見を吸い上げるという制度を、きちっとつくりないと駄目なんだと思う。じゃないと、新しいものは絶対できないと思いますよ。絵に描いた餅で、新しいものをやるというのは格好もしいし見栄えもいいですよ。でも、そこに携わる事務事業だから、電話1本で済む話ではない。必ず文書コントロールですよ。

なので、今回の不祥事という言い方もあれだけれども、事務量が多くなれば漏れも多くなるんですよ。なので、整理整頓する、整理整頓、何がいいのかは職員が考えて、そ

れを決裁するのは管理者でしょうから、そういうようなボトムアップで、きちっとした業務管理、マネジメントするようなものも、評価と考課の中できちっと組織づけでしていかないと、じゃあそれは係長がやることなのか、課長補佐がやることなのか、どうやって決裁をもらうのか、そこら辺も含めてなのかも分かりませんが、そういう方向性も1つあるのかなと思います。

それと、申し上げたいのは、行政ですから、ある一定の期間がすれば人事異動というものもありますよね。人事異動があったからといって、業務が滞っては駄目なわけですよ。それが絶対条件だとすれば、今やっている担当者が、例えばこの4月1日に異動とか必ずあるじゃないですか。そのときに、次の人に何、どういう財産を渡すのかが大きいのだと思います。その財産名簿が漏れていると、今回のようなことが起きるわけだから。当たり前のお話なんですけれども、当たり前のことが、うちの職場でもそうなんだ、言わなくても分かるだろうと思っていることなのだけれども、言っておかないと駄目なこともある。

なので、やはり最低限、本当に1字1句なのだけれども、そういう引継ぎノートというのは役場にもさっきね、マニュアルがあると総務課長、言っていましたけれども、でも、そこにもやはりチェックする漏れがあるんだと思う。だから、さっき言ったような、課長・班長ではなくて、課長・課長補佐・係長があるのであれば、本来の責任者はこの人なのだけれども、副責任者はこの人なのだというふうに、二重構造で自然とチェックになるような体制。そのためには、私は嫌いなのですけれども、縦割り行政がそのよさなんだと。そういう点も考えるというか、視点とすれば大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今の芳賀議員のお話の中で、令和4年度の事業の中で、プラスの事業が非常に多くて、多くてというか、プラスの事業が目立っていて、やめるべき事業というものが少ないのではないかという御指摘がございました。これは真摯に受け止めなければいけないとは思いますが、私、副町長の任を1年半経験しまして見えてきたところの1つを、申し訳ございませんが、1つ申し述べさせていただきますと、今ちょうどこの復興、震災から10年たって、インフラの整備や様々な、いわゆる生活の基盤というのは整理されてきたと思います、ハード的に。ただ、そうは言うものの、これからそれだけで済む状況ではない。様々な、そこから、その手当てができなかったような部

分の事業を、要望なり、あるいはその行政として必要な事業というのが大分あるなどということなんです。これが令和4年度、あるいはひょっとしたら令和5年度まで続くかもしれない。

1つには、特に大きな例として言うのであれば、この例えば鎮魂の森の事業も、本来であれば、5年、6年ですぐつくるべきなのが、もう10年もかかっているという状況。それから、震災伝承の場所についてもそうですし、それから新たな話としては、これはいわゆる大槌町にはたくさんの遊び場もあるにもかかわらず、昨今のお母様方の子供さんの環境を見ると、広い遊び場がないというような話が出てきたりとか、そういうふうな様々な新しいニーズが生まれているということも確かでありますので、この辺の御理解を賜りたいと思います。

もう一つ、人事異動についてのその事業の仕事の割り振りというか、その仕事の引継ぎ方については、これは今まで役場で事務分掌という形でやっておりますけれども、ここが十分に行われていないところもありますので、ここも手を入れていきたいというふうに思っております。御指摘のとおりだと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今、副町長がお答えになった、その鎮魂の森であるとか、いろんな中途な事業を、これを積極的に進めないといけないのは分かっているんですよ。そのほかにもまだ来るわけですよ。新たな事業、新たな企画、新たな補助メニューが。そうしたときに旧態依然のもの、復興とは関係ない、もう従来あるものなのですから、私の言うのは。そういうものもある程度整理・統合したり、簡略化をしたり、簡素化をしていって、今まで1時間かかっていた処理しなければならないものを30分程度で処理できるものを2つまとめるとか、簡単な話で、簡単に申し上げますけれども、そういうようなものも必要なんだということで申し上げました。

いずれにしても、もう11年たちますので、やはり前を向いて、その後を引きずるのではなくて、前を向いてどうやっていかなければならないと襟を正しながら、取捨選択していただければいいかなと思います。

最後に人事の話をしましたけれども、いずれにせよ、11年たって、また派遣職員もこの3月で終わると。3月というのは、退任される方、退職される方、様々な方があると思います。また、この町に対しても、いろんな方面で職員、直でなくても、応援なさっている職員に感謝を申し上げながら、皆さんの健康状態をきちっと担保していただきたい

がら過ごされるように期待を申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日10日木曜日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後2時29分